

平成26年度

第1回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年4月8日(火)

開会13時50分 閉会16時12分

場 所 教育委員室

平成26年度
第1回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 大分県いじめ防止基本方針について

第2号議案 平成26年度大分県教科用図書選定審議委員の任命について

(2) 報 告

①教育委員会制度の閣議決定について

②「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」の構築について

③各教科等指導の重点事項について

④「私たちの道徳」(全面改訂版「心のノート」)の活用について

⑤平成26年度大学入試結果について

⑥スーパーグローバルハイスクール(SGH)の指定について

(3) 協 議

①平成27年度(平成26年度実施)教員採用試験実施要項(案)について

②平成27年度(平成26年度実施)民間人校長採用選考(案)について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松	田	順	子
	委員	麻	生	益	直
	委員	岩	崎	哲	朗
	委員	首	藤	照	美
	教育長	野	中	信	孝

事務局	理事兼教育次長	河	野	盛	次
	教育次長	落	合		弘
	教育次長	大	城	久	武
	教育改革・企画課長	佐	野	壽	則
	教育人事課長	藤	本	哲	弘
	教育財務課長	岡	田		雄
	福利課長	大	石	尚	志
	義務教育課長	後	藤	榮	一
	生徒指導推進室長	江	藤		義
	特別支援教育課長	後	藤	みゆき	
	高校教育課長	高	畑	一	郎
	社会教育課長	曾根	崎		靖
	人権・同和教育課長	甲	斐	順	治
	文化課長	山	口	博	文
	体育保健課長	蓑	田	智	通
	教育改革・企画課主幹	勝	尾	裕	美
	教育改革・企画課主査	石	丸	一	輝

2 傍聴人

16 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、林委員が欠席です。

ただいまから平成26年度 第1回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、岩崎委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は15時55分を予定しております。
よろしく申し上げます。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案及び協議の①、②については人事に関する案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これらを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第2号議案及び協議の①、②は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

議事に入ります前に、平成26年度の第1回目の教育委員会ということで、教育長の方から新年度に当たって何かありましたら、お願いします。

(野中教育長)

26年度の最初に当たって、4月1日に職員に訓示を行いました。職員への訓示では、仕事を進めていく上での姿勢、大事なところということで話をいたしました。

1点目は、結果にこだわってほしいということをお伝えしました。学力向上、体力向上、いじめ対策など、いろいろな施策を行っておりますが、それはあくまで一定の状態まで持つて行くための施策です。到達目標はどこなのか、目標にどこまで近づいているのか、そこにしっかり目を向けて、そこから目をそらしてはいけないということをお伝えしました。

2点目は、広く意見を聞いてほしいということをお伝えしました。教育に関するいろいろなテーマや課題、意見があります。その中で、一定の結論を出していくために、施策を進める前、または進める過程において、現場でどういった声があるのかをよく聞いてほしいということをお伝えしました。

3点目は、いろいろな課題や動きの中で、国から様々な投げかけがありました。最も大きいものは教育委員会制度の改革ですが、これから、どんな子どもを育てていくのか、どういう教育になっていくのかというところで、たとえば、もっと英語教育がいるんだ、グローバル人材を育てていくんだ、また、学力テストの公表など、いろいろな課題がありました。これらを大分県の現場に合ったものに、自分たちで考えて作っていく必要があるということをお伝えしました。

年度当初に当たって、事務局として、このようなことを職員に伝えました。今年1年間、委員の皆さんには、このような場での議論やいろいろな意見をいただきまして、事務局を叱咤激励していただきたいと思っておりますし、また、私どももいろいろなことを調べ、提案し、教育委員会全体として、いい仕事ができるように頑張っていきたいと思っております。

【議案】

第1号議案 大分県いじめ防止基本方針について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「大分県いじめ防止基本方針について」提案を求めます。

(野中教育長)

大分県いじめ防止基本方針についてご説明します。

大分県いじめ防止基本方針は、3月17日に開催いたしました、第26回教育委員会の際に協議して頂きました事項です。

基本方針は、昨年9月28日に施行されました「いじめ防止対策推進法」第12条に基づきまして、地方公共団体である大分県が国のいじめ防止基本方針を参酌して、地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために基本的な方針を定めるもので、対象は、県立学校と私立学校となっております。

また、3月中に実施しました、パブリックコメントによる意見募集の結果、27名の方々から44件の意見が寄せられました。

主な意見の内容は、学力体力向上の取り組みによる児童生徒のストレス、教職員の業務多忙による児童生徒と向き合う時間の確保等についてのご意見を頂きました。

県民意見で寄せられた事項については、既に基本方針の中に記載されているもの、あるいは、学校において策定する基本方針で定めるべき事項であるため、今回、県において作成しました基本方針の修正箇所はございません。

今後、基本方針につきまして、知事の決裁により、決定ということになりますが、いじめ防止等については、教育行政の主要課題であり、また、教育委員会や県立学校が取り組むべき施策も多数含まれていることから、今回、あらかじめ県基本方針の内容について、教育委員の承認を求めるために提案いたします。

なお、詳細につきましては、改めまして担当の室長からご説明いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(江藤生徒指導推進室長)

それでは、前回、3月17日実施の第26回教育委員会においてご協議いただきました「大分県いじめ防止基本方針(案)」につきまして、本日の資料の2ページから27ページにかけて掲載させて頂いております。

すが、そのときに報告させて頂いておりますが、3月3日（月）から3月31日（月）まで募集を行いました県民意見の主なもの等についてご説明いたします。

お手元の資料28ページをご覧ください。

県民意見は、期間中に27人、44件のご意見をいただきました。いただいた意見の内容が同じもの等について生徒指導推進室で集約しまして、2枚にまとめたものが28ページ、29ページとなります。

まず一つ目のご意見は、保護者・地域・関係機関が協力してその解決に当たらなければならないという観点から一定の評価ができるとされておりますが、いじめに対しては、いじめが生まれてしまう背景を丁寧につかむ取り組みが大事であること、子どもたちにストレスがたまりやすい状況にあり、教職員が子どもたちと向き合う時間が少なくなっている現状があることから、子どもに寄り添う丁寧な支援や指導を通して問題を解決していくこと、子どものストレス軽減に向けた取り組みも検討していくことなどが書かれております。

これに対し、その右側になりますが、県及び県教育委員会の考え方として、いじめや暴力行為に対しては、毅然とした態度で対処していく必要がありますが、同時に被害・加害児童生徒一人一人の特徴や傾向、背景についての多角的・多面的な理解に基づき「支援・助言」の視点を持ち、解決の主体である児童生徒の最善の利益を優先し、粘り強く関わるのが重要と考え、いじめの対処に当たることとしております。

また、その解決に当たっては、特定の教職員のみによることなく、組織的な対応や関係機関との連携が早期解決につながるとともに、児童生徒と向き合う時間の確保ができ、児童生徒、教職員が心豊かで安全・安心な学校生活が確立されるものと考え、取り組んでいくことを既に県の方針の中に記載しております。

二つ目のご意見では、いじめはどんな小さなものでも見過ごしてはならないこと、いじめの卑劣さ・醜さを心からわからなければなりませんこと、そして出席停止は体罰と同じであるとのことのご意見がありました。

このご意見に対しては、その右側に記載しておりますとおり、どんな小さないじめも見過ごさないこと、加害児童生徒には毅然とした対応が必要である一方、いじめに至った背景等まで踏み込んで対応し、「いじめは絶対に許されないこと」であるという理解を促し、学校教育全体を通じてお互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを記載しております。

一番下の3つ目には、警察等との連携について、「いじめの状況に応じて」という漠然とした記述では線引きが難しく、濫用することが考えられる。学校現場に警察が入るのはどうでしょうか、というご意見ですが、いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきものと認められ、早期に相談することが必要なもの、また、児童生徒の教育的配慮、保護

者の意向等に配慮して警察と連携して早期に解決を目指した方が良い場合もあることを記載しております。その際、スクールサポーター等の活用についても触れております。

2枚目にまいりまして、2枚目の一つ目のご意見は、いじめの起こる原因に社会の仕組みの問題が提起され、その10行目あたりのところに、このような環境下においては、子どもを育てる親への行政の関わりを強めていく必要性、つまり子育てに対しての悩み等に相談に乗れる関係づくりにより行政が乗り出し、支援することを述べ、さらに、1枚目にもありましたが、教育現場では教師が子どもと向き合うための時間の確保が大切であること、最終行で、いじめに対応する学校環境への支援、子育てへの行政の支援について述べられております。

これに対し、その右側の上から7行目あたりに、大人の振るまいが子どもに影響を与える部分があることの認識と大人の「いじめは絶対に許されない」とする意識を持つこと、加害、被害児童生徒の背景にある原因を特定し、適切に対処すること、そして組織的に対応することで児童生徒との関わりを有する時間を確保することなどを述べております。

また、保護者つまり親の悩みに対しては、教育相談部等の相談や支援を行うなど、家庭、地域との連携を図っていくことを方針の中に謳っております。

最後に、2枚目の2つ目、3つ目のご意見は、スクールカウンセラーの必要性については大いに認めつつ、その確保や配置についての要望に関するご意見ですが、実際に限られた県の財政基盤の中で、小中連携配置など工夫しながら配置していることについてここでは書かせて頂きました。

いずれにいたしましても、今回頂きましたこれらのご意見に対しましては、既に大分県いじめ防止基本方針案の中に記載されているもの等でありまして、前回の教育委員会でご協議いただきました「大分県いじめ防止基本方針（案）」の修正箇所はございません。

本日、教育委員会の議案とさせていただく「いじめ防止基本方針」は県の方針であることから、私立学校主管課とともに知事の決裁を頂き、決定となりますが、その取り組み施策については、教育委員会や県立学校が取り組むべき施策も多く含まれ、今回実施いたしました、県民意見の募集結果を受け、この基本方針について、あらかじめ教育委員の皆様への承認を頂きまして、最終的に知事の決裁を頂くこととしております。

また、知事決裁を受けましたのちは、早急に県民の方々に対して、「大分県いじめ防止基本方針」を周知するとともに、引き続きいじめの防止に向けて取り組んで行くこととしております。

以上、よろしく申し上げます。

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(麻生委員)

これだけきちんとまとめて頂いているんで問題はないと思うんですが、パブリックコメントで27名44件の意見があつて、資料に載っていないものがどうしても私たちに見えませんが、ここに載せられたもの以外に何かあれば聞かせて頂きたい。

(江藤生徒指導推進室長)

県民のご意見では44件頂きましたが、大半は、28ページの一番上にございます、教職員が子どもたちと向き合う時間が少なくなつてきている、その時間の確保というのがほとんどでございます。従つて、ここに載せられたもの以外で特筆するものはございません。

(松田委員長)

29ページに、「大人の振るまいが子どもに影響を与える部分がある」といったところで、「親の悩みに対して教育委員会の教育相談部において悩みの解消に向けた支援」とあるんですが、PTAとの連動といいますか、PTAの活動をやっているときに「一番これを聞いて欲しい」、「来て欲しい」という親がなかなかその学校にこない、あるいは悩みについてもなかなか学校等に相談がないということとがあるんですけども、もっと強力にしないと、本当に困る親に対して、これにどう対応していくかについてが意味があると思います。

(江藤生徒指導推進室長)

PTAに本当に来て欲しい保護者の方がなかなか来ないということは聞いていますが、各学校ではPTA総会というのがございますけども、欠席をしたところについて、またその方々を呼んでの手当と言いますか、説明をしているという風に聞いています。学校としましては、来て欲しい、是非伝えたい内容については、ホームページやあるいは色々な広報誌などを使って学校のお知らせをしますと同時に、担任を通じて本当に話をしないといけないことについては、学校に来て頂きながら話をしていると言う形にしているという風に聞いています。

(松田委員長)

非常によくまとめていただいております、これまで教育委員会で何度もやってきたもので、非常に整理され、大分県のいじめ防止の方針についてはすごいなと思っておりますので、できるだけ学校と保護者が連携しな

がら取り組んでいければと思います。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①教育委員会制度の閣議決定について

(松田委員長)

それでは、報告第1号「教育委員会制度の閣議決定について」報告をしてください。

(佐野教育改革・企画課長)

教育委員会制度の閣議決定が先週行われましたので、こちらの内容についてご紹介したいと思います。

趣旨でありますけれども、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うと書いてあります。

概要であります。まず、教育行政の責任の明確化といたしまして

○教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。

○教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。

○教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

○教育長の任期は、3年とする。委員は4年。

○教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。

二つ目といたしまして、総合教育会議の設置、大綱の策定。

○首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。

○首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法

第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。

4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。

- 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。

政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

施行期日につきましては、平成27年4月1日とされています。

今後、この閣議決定された法律案によって、国会において審議が行われるというふうに考えております。今後の国の動きを注視していきたいというふうに考えております。

以上であります。

(松田委員長)

ただ今の報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

総合教育会議ですが、首長が招集し、首長、教育委員会により構成されるとあるんですけども、それ以外のメンバーが入れるといった案があったと思うんですが、それは消えたということでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

条文の方に、総合教育会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる、と書いておりますので、総合教育会議が必要に応じて有識者等と呼ぶというイメージかと思えます。

(松田委員長)

だいたいこれで決まって来るんですね。

(佐野教育改革・企画課長)

今後国会の審議がありますので、法案の修正はあり得るかとは思いますが。

②「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』の構築について

(松田委員長)

それでは、報告第2号「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』について」報告をしてください。

(佐野教育改革・企画課長)

お手元に第3フェーズにむけてと表紙に記載した冊子を配付させていただいております。この冊子を青本と呼んでいますが、この冊子を作成し、県下の学校等へ配布したという趣旨の報告であります。内容をかいつまんでご紹介をしたいと思います。

1ページ目の「はじめに」にありますとおり、推進プランの区切りであります第3フェーズに向けて、これまでの成果や課題、第3フェーズのポイントを整理したものであります。

3ページをご覧ください。これまでの取組を記載しております。まず、第1フェーズでは、「趣旨の周知と制度の整理」をテーマとして、4ページ、5ページには、「学校評価のてびき」及び「教職員評価システム実施手引」の概要を掲載し、学校改善につながる学校評価、また、目標の連鎖について提案をしてきたことについて掲載しております。

6ページからは、平成24年度に発出した通知を掲載しております。6ページの通知は、平成24年11月26日に発出したもので、運営委員会を中心とした学校運営、職員会議の役割の明確化等について指導した内容のものであります。9ページの通知は、平成25年3月11日に発出したものでございます。この内容は、主任制度や主任手当の趣旨等の指導を行ったものであります。

12ページからは、第2フェーズの取組について、記載しております。第2フェーズは、「実践・研修・指導」による「芯の通った学校組織」の構築をテーマとして取組を進めました。第2フェーズの開始に当たっては、12ページに記載しております、20の観点を示して指導・支援をしてきました。また、13ページにありますとおり、各教育事務所に学校改革担当指導主事を配置するなど指導体制の見直しを図ったうえで、14ページにありますとおり、全ての教職員がマネジメントマインドを身に付けるように教育センター研修の改善を進めたところであり、

15ページから17ページまでは、学校での取組事例をいくつか掲載

しております。また、これ以外の事例も様々ございますので、改めて事例集を作成したいと考えております。

18ページからは、先進地の事例と致しまして、昨年度、各教育事務所の学校改革担当指導主事を学校マネジメントの先進地であります広島県へ訪問させております。その際の報告の内容を掲載しております。18ページには、広島県教育委員会における是正指導の中身、それから、19ページ、20ページにおきましては、実際に訪問した小中学校の様子を掲載しております。小・中学校におきましては、例えば、職員会議については、年度初めの4月に1回のみ実施し、それ以降は行わないなどの状況を記載しております。

21ページには、小・中学校長との地域別意見交換会での主な意見等について掲載しています。24ページ、25ページには、「芯の通った学校組織」の推進をテーマとして、学校・家庭・地域が連携して進めるための学力・体力向上県民フォーラムの様子について掲載しております。

これらの第1フェーズ、第2フェーズでの取組を踏まえて、26ページ、27ページには、平成26年1月7日の通知でお示しをし、教育委員会のなかでも報告をさせて頂きました、これまでの成果と課題について記載をしております。これまでの成果と課題を踏まえて、28ページからは、第3フェーズに向けた取組について掲載しております。本年度は、推進プランの最終年度であり、「芯の通った学校組織」の定着をテーマとしております。第3フェーズの中心課題は、5つと捉えております。1つ目は、学校評価を活用した、学校の課題に直結した目標や取組の設定と短期の改善。2つ目は、教職員評価システムに基づく、全教職員への目標の徹底と個人目標への連鎖。3つ目は、主要主任等の役割の一層の充実と主任手当の趣旨の徹底。4つ目は、企画立案の場としての運営委員会の活用推進。5つ目は、目標の共有による家庭や地域との協働であります。これらを実現していくための観点別留意事項を29ページから31ページにかけて掲載してございます。

32ページ、33ページにおきましては、新しい取組と致しまして、学校・家庭・地域が学校の目標を共有して、ともに目標達成に向けて取り組んでいく目標協働達成校といったものを県内の約40校の小・中学校をモデル校に指定して推進していくことについて記載しております。

33ページの「おわりに」であります。下から2段落目に記載しますとおり、推進プランの最終年度となる第3フェーズでは、前述の5つのポイントを中心に、「芯の通った学校組織」の「質」を高めながら、学校全体で具体的な改善を繰り返し、子ども達に達成感を感じさせながら、その力を一層伸ばしていくことが必要である。県教育委員会としては、このような学校づくりに向けて、今後とも市町村教育委員会との緊密な連携の下、「芯の通った学校組織」の構築を一層推進していくとし

てございます。

34ページ以降は、資料編として、様々な参考資料を掲載しております。

一番最後の48ページには、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」として、大分県が求める教職員像、特に、3柔軟性と創造力をそなえ、未知の課題に立ち向かう人。4学校組織の一員として考え行動する人等を示すとともに、教員の年齢構成も分かるように掲載しております。また、47ページにおきましては、学力、体力の調査結果について、分かりやすく掲載をしております。46ページにおきましては、平成20年来の教育改革の推進に係るこれまでの取組の流れについて記載しております。

44ページ、45ページにおきましては、今年度の大分県教育委員会の重点方針を掲載してございます。こちらを第3フェーズの開始にあたりまして、全小・中学校等に配っている状況であります。また、第3フェーズのなかで、しっかり「芯の通った学校組織」の取組を徹底していくように取り組んでいきたいと考えております。以上であります。

(松田委員長)

ただ今の報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

「芯の通った学校組織」の構築、あるいは、組織的な対応ということで、平成20年の事件以降の教育改革の流れ等、非常によくまとめられていると思います。私たちが移動教育委員会等で、学校現場の方々と話をする中で、いろんな意見や質問を受けたりしてきましたが、そういった際に、学校現場の方々にこういった資料を参考にいただければ、我々教育委員会がめざすものが非常に分かりやすく理解していただけるのではないかと思います。この青本は、実際どのように活用するつもりなのかということについて、お尋ねします。

(佐野教育改革・企画課長)

この冊子は、冒頭報告させていただいたとおり、今までの課題や成果をまとめて、それを踏まえて第3フェーズの取組のポイント等を整理しています。そういったことから、まず、第3フェーズに向けて周知・徹底していきたいということが、この冊子を作成した大きな理由であります。実際に、今後、校長先生に集まってもらうような説明会の場や地域別意見交換会の場等においては、この青本を持って来ていただくなどして、この冊子を活用していきたいと考えております。

(岩崎委員)

今の話だと管理職の方々にこの青本を見て頂いて、ご理解を頂くということが基本だということのようでしたが、ミドルリーダーの方々を含め、もう少し広くこの青本を配布し、活用できないのかということについてお尋ねします。

(佐野教育改革・企画課長)

全指導主事には、配布しておりますが、主任等までいきわたるように配布できるかどうかについては、検討させていただきたいと思います。

(麻生委員)

関連して、何部作成して、どこに何部配布したのか教えてください。

(佐野教育改革・企画課長)

1, 000部作成して、各小・中・高等学校に1部ずつ配布しております。それだけで、約500部になります。後は、事務局や指導主事、図書館関係等に配布しています。多少の予部を持っていますが、今後様々な場において活用することにしています。こちらとしても、もう少し学校に配布できればと思っていましたので、状況をみながら検討していきたいと考えております。

(麻生委員)

この青本には、今までやってきたことをよくまとめられているので、全教職員に配布を、とまで言わないまでも、少なくとも管理職全員には配布していただきたいということを要望しておきます。

(河野理事兼教育次長)

この冊子は、研修会等のテキストとしても活用していきます。

(松田委員長)

非常によくまとめられていると思います。地域別意見交換会等に出向いて行くと、校長先生方から目標を重点化し明確化することで取り組みやすくなったという意見をよく聞きます。着実に進んでいると私も感じています。第3フェーズは、区切りの年になりますので、徹底して取り組んでいただきたいと思います。

その他、よろしいでしょうか。

(麻生委員)

先進地視察に行ったところにも、是非この青本を送付していただきたいと思います。

(佐野教育改革・企画課長)

先ほどの件とあわせて、送付できるかどうかについては、検討させていただきたいと思います。

(松田委員長)

この青本の内容は、大分県教育委員会のホームページにも載せているようですので、お知らせしておきます。それでは、この報告についてはこれで終わります。

③各教科等指導の重点事項について

(松田委員長)

次に、報告第3号「各教科等指導の重点事項について」報告をしてください。

(後藤義務教育課長)

先に、教育改革・企画課長から「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」の構築について、「青本」をもとに説明がありました。

義務教育課としては、この第3フェーズを進めるにあたり、県教育委員会、市町村教育委員会、学校における指導の一貫性を確立し、目標を一にして芯の通った学校教育を実現することが肝要であると考え、このたび、お手元にございます「各教科等の重点事項について」と題したパンフレットを作成し、市町村教育委員会及び各小・中学校に配布したところであります。

ご承知のように、変化の激しいこれからの社会で生きていく子どもたちに「生きる力」を育むため、教科等の授業改善が求められております。これまでも、そのことにつきましては、県教育委員会、市町村教育委員会等各段階では、それぞれ指導してまいりました。

しかし、指導を受けた学校や教員にとって、何を焦点化、重点化して授業を改善すれば自校の課題解決に繋がるのか、分かりにくい指導になっていたのではないかと、そのような問題意識を持ちました。

そこで、平成26年度の大分県教育委員会の重点方針には、「指導主事による専門性・一貫性のある学校指導体制の構築」を位置づけ、いっそうの「改革の徹底」を進めることとしました。

本パンフレットでは、本県が取り組むべき指導上の課題とその解決に向けた授業改善の方策を簡潔にまとめ、教員が手に取り、短時間で、課題や方策が共通認識されるよう工夫いたしております。

表紙をめくり、国語をご覧ください。

今次学習指導要領では、育成したい力を明確にし、単元を貫く言語活

動を設定した課題解決的な展開の授業が求められています。そして、そのためには、旧来の詳細な読解ではなく、課題解決という目的をもった読む活動や、話し合い、レポートの作成やプレゼンテーションといった活動が必要となります。

このような授業の改善工夫は年々広がっていますが、県の教育課程研究協議会などでは、依然、理解が十分でない教員がいることが明らかになっています。

そこで、今、求められている授業、これからの社会を生き抜く力を確実に身に付けさせる授業に改善するために、改善点をフォーカスして、市町村、教育事務所、教育センター、本庁、どの段階の指導主事も徹底的に指導・助言する。そして、改善点を指摘した学校、教員に対しては、時をおいて、その学校、その教員の授業が変わったのかを見極めていく、そのような専門性・一貫性のある指導が必要であります。そのよりどころとして本パンフレットを活用して、授業改善を確実に実現してまいります。

今後は、各学校における校内研修での活用はもとより、本県や各地域ごとの教育課程研究協議会や教科研究部会において、本パンフレットが積極的に活用され、共通認識に立ったよりよい授業改善が組織的に進められることを期待するものです。

以上で、ご報告を終わります。

(松田委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

指導主事が各教科等の指導の重点事項について認識を統一して指導を行うことはよいことですし、うまくまとめられていると思います。先生方には、どれくらい行き渡っていますか。

(後藤義務教育課長)

500部作成し、各学校に一部ずつ、年度末に配布しています。今年度の予算で増刷をする予定です。また、義務教育課のHP上にアップしています。各学校に紹介した上で、個人ごとにHPからダウンロードして活用していただくこととなります。

各地区の代表者、指導主事には一部ずつ配布して、授業研究の度ごとに論点を確認しながら継続的に活用を図っていただきたいです。

(岩崎委員)

かなり網羅的に作成されていて、基本的なことが多いようですが、個

人個人の先生方には、応用編のようなものを作成しないと、指導内容に抜けがあるかどうかの確認程度のものになってしまうのではないですか。

(後藤義務教育課長)

各教科の国や県の喫緊の課題に絞り込んだ内容にしています。この点を確認した上で、次の新しい課題に取り組んでいくことになります。工夫改善しながら、よりよい授業づくりに取り組むためのものです。

学習指導要領には、多くの指導内容があります。その中で、本県で喫緊に取り組むべき課題を三点にまとめています。まずは、これを実践できるようにしたいと考えています。

(岩崎委員)

各学校でどの程度できているのかを見て、基本的なことができていないのであれば、その点をおさえるべきですので、本パンフレットは有用と考えます。その意味からも、まずは、個々の授業がどの程度きちんとできているかをとらえていかなければならないのではないのでしょうか。

(河野理事兼教育次長)

この冊子は、指導主事が各学校への指導や支援に当たる際に、各教科の指導の重点事項の認識を一致させることが第一義的な目的です。県教育委員会や市町村教育委員会の指導が一致していなければ現場が混乱してしまいます。いかに指導の重点事項を理解して指導するかを第一の目的と考えています。

(岩崎委員)

各学校で押さえるべき内容の確認として、現場サイドの先生方に直接届いていることが大切だと思いますが、この点はどうですか。

(後藤義務教育課長)

HP上に掲載していますので、先生方が授業改善していくときに確認することが可能だと考えています。

(松田委員長)

ぶれない指導が大切で、どんな子どもを育てるのかを明確する必要があると思います。目指す子ども像と生きる力がリンクしているのかが大切です。このように、指導主事に同じ内容を示していると、学校への指導や支援に取り組みやすいのではないですか。

(後藤義務教育課長)

全ての指導主事に同じ指導ができるようにしていきたいと思います。
また、学力向上支援会議等でも活用していきたいと思います。

④「私たちの道徳（全面改訂版「心のノート」）の活用について

（松田委員長）

次に、報告第4号「私たちの道徳（全面改訂版「心のノート」）の活用について」報告をしてください。

（後藤義務教育課長）

教育委員の皆様方のお手元には、中学校版の道徳教育用教材本「私たちの道徳」があると思います。

これは、今年度、小学1年生から中学3年生までの全ての子どもたちに配布の上、用いられます教材本ですが、お時間をいただきまして、本教材のことやその活用推進計画について、ご報告いたします。

この「私たちの道徳」は、これまで使用しておりました「心のノート」を全面改訂したものでありまして、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることをねらいとして、このたび作成された道徳教育用教材です。

資料の2ページをご覧ください。

この「現状」にあるとおり、道徳教育については、学校間・教員間で取組の格差が大きい状況です。道徳教育を実施する上での課題として、指導の効果の把握が困難、効果的な指導方法が分からない、適切な教材の入手が難しいなどが指摘されております。こうした現状に鑑み、「道徳教育の抜本的改善・充実」を図るために、平成26年度3つの事業が展開されます。

その一つが、新「心のノート」活用推進事業、つまり「私たちの道徳」の活用推進であります。「私たちの道徳」の活用にあたって、本教材では学習指導要領に示す道徳の内容項目ごとに「読み物部分」と「書き込み部分」とで構成されているため、「道徳の時間」等における効果的な活用が期待されます。

特に、児童生徒の発達段階を踏まえ、先人等の名言、偉人や著名人の生き方に関する内容が多く取り上げられており、いじめ問題への対応や我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容などの充実が図られています。

それでは、ただ今、申し上げました内容について、特徴的な部分をご紹介します。

3ページをご覧ください。

まず、注目すべきは、この中学校版「キミばあちゃんの椿」という資料です。この中には、廣瀬淡窓先生の生き方、「万善簿」にこめた弟子

に対する思いが紹介され、子どもたちが「かけがえのない自他の生命を尊重する」ことの大切さを学ぶ構成となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。小学校高学年版には、福沢諭吉先生の「ひびのおしえ」が取り上げられ、「社会で生きる一人として守らなくてはならないこと」を知り、話し合う内容となっております。本県関係の二人の偉人が取り上げられていることをまずはご報告します。

いじめ問題への対応や我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容なども扱われております。このような今日的な心の問題については、「道徳の時間」の授業だけではなく、学校の教育活動全体を通じて、さらには、家庭や地域においても活用することが期待されます。

ご覧のとおり、大変すばらしい教材本でありますので、1ページのとおり、教育長名で活用を促す通知を2月27日付けで発出いたしております。

加えて、4月30日に実施予定の小・中学校長事業説明会において、活用の促進や教材本に基づいた教育課程の修正等をお伝えしようと考えております。

さらに、いっそうの活用推進を図るために、2ページにありました残りの2つの柱であります道徳教育パワーアップ研究協議会と道徳教育地域支援事業を文部科学省から受託しております。前者では、各小・中学校に1名おります道徳教育推進教師を対象に、後者では、採用後4～6年の若手教師を対象に、教材本に関わった文部科学省教科調査官及び大学教授等による講義や教材本の活用に係る協議を行い、授業者レベルにも落とし込んでまいりたいと考えております。

以上でご報告を終わります。

(松田委員長)

ただいまの報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(首藤委員)

大分市では「明日を生きる」を道徳の時間で35時間活用していますが、それらの副読本との関連はどうなっていますか。

(後藤義務教育課長)

「私たちの道徳」は教材本ではなく、全ての授業時間数をカバーしているわけではありません。

今回作成された「私たちの道徳」は、子どもの心に届く内容になっています。校長会等で連絡しながら、活用に向けて「これは使ってみよう」と思う内容を教育課程に位置づけていただきながら、広げていきたいと考えています。

(麻生委員)

何部配布されていますか。

(後藤義務教育課長)

今年は、すべての児童生徒に配布されています。

(松田委員長)

福澤諭吉先生が取り上げられていますが、廣池千九郎（ひろいけちくろう）先生のモラロジー教育も素晴らしい。できればモラロジー教育との連携を図ってほしいと思います。

(後藤義務教育課長)

今年度実施する「ふるさと魅力発見継承事業」にて県民と協同した教材作成を行います。その際に取り上げられるといいと思っています。

(岩崎委員)

「私たちの道徳」の著者、編者は誰になるのでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

文科省の教育課程課が作成していますので、作成者の氏名は公表していません。

⑤平成26年度大学入試結果について

(松田委員長)

次に、報告第5号「平成26年度大学入試結果について」報告をしてください。

(高畑高校教育課長)

報告資料2枚で説明させていただきます。

平成26年3月卒業の大分県公立高等学校の生徒の進路状況、主に大学を中心とした進学のご状況でございます。昨年度3月末時点での数でございます。

1枚目の資料ですが、「1 合格状況概要」をご覧ください。平成26年度は網掛けをしておりますが、卒業者数は7,956人で、昨年度より712人減っております。その下に国立大学、公立大学並んでおりますが、現役の実数で国立大学が1,202人、公立大学が401人、合計1,603人ということになっております。これは昨年の合計よりも142人減少しております。1,603という数字でございますが、右

隣の「3 国公立大学現役合格率」の表とグラフをご覧ください。1, 603人というのは、卒業者に対する割合でいうと20.1%の合格率ということになります。これは昨年度と同じ率になっております。それをグラフにしたものが下のとおりです。

左の「2 難関大学（難関学部を含む）合格者数」をご覧ください。これは過年度生を含んだものになっておりますが、26年度の一番下の数字が227人となっております。昨年が246人ですので、19人減っているという状況です。

ちなみに上から見ていきますと、東大が16人で去年より6人増えています。逆に京大の方は4人ということで、7人減っているという状況です。九大については98人で昨年並みということでございます。

それから、下から2つ目の大分大・医学科ですけれども、27人ということで昨年より5人増えております。大分大・医学科につきましては、募集人員100人のうち、大分県内の合格者27人ということで、ここ数年間安定した実績を示しているということは、昨年もご報告したとおりでございます。

また、資料にはお示ししておりませんが、医学科につきましては全体で40人ということで、過去5年間で最も多い数字になっております。

さらに2枚目の資料でございます。

こちらは、本年度の私立大学の状況につきまして、有名大学といわれているところや地元の大学を中心にまとめております。私立大学につきましては、延べ人数ということで過年度生も含んでおります。私立大学は入試方法・方式が多様で、実数では把握できないという事情がございますので、こういった資料となっております。

ご覧のような状況でございまして、過去5年間の推移がわかるようになっておりますけれども、昨年度を中心に推移を見ても大きな変化はあまりないと思っております。

以上のような状況でございます。

いずれにしましても、生徒の進路希望の実現というものが高等学校に課された大きな使命でございます。ここで示したような難関大あるいは私立大を含めた進学に十分対応できる生徒の学力の向上、並びに教員の指導力の向上に今後ともしっかりと努めて参りたいと思っております。

以上でご報告を終わります。

(松田委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(松田委員長)

これは公立高校の資料ですが、私立高校もかなり国公立に受かっていると聞くんですが、その比較のデータというのはいないんですか。

(高畑高校教育課長)

私立高校のデータは、当課にはございません。

(松田委員長)

生徒の学力の向上と教員の資質の向上というところをみると、公立の先生方の取組というのは私立と比較したら少し甘いのではないかという気がします。公立の先生の取組・資質向上というのは、私立高校との比較の中で見ていくことが必要じゃないかなと思います。

(麻生委員)

私立高校のデータは公私の協議会等でもらうことは可能なんですか。

(高畑高校教育課長)

公私の協議会が今年開催されますので、そういった機会を捉えて、私学の状況を十分踏まえつつ、検証の材料に使っていきたいと思いますし、使う必要があるのかなと思っています。

(松田委員長)

県北の方ですが、公立高校の定員が割れている。その高校生が全体的に数は少ないんですけど、私立の高校に流れているという状況をみると、親の立場から言うと、公立では東大・京大に向けて真剣に取り組んでくれるのかという話もあります。

(高畑高校教育課長)

難関大学への対応は（公立の方でも）当課でも事業を組んで、生徒をセミナーに参加させたり、難関大学への進学意欲を高める機会の提供をするなど、全県広く生徒へのアプローチをしたり、そしてまた、教員の指導力向上のための施策などを打つなど、もともと学校の中で取り組まれていたことと関連させながらやっているところであります。

そういった部分では、かなり公立の方も一生懸命やっているというのを申し上げておきたいと思いますし、それなりの実績もでていないかと把握しておりますけども、それが十分であるとは考えておりませんので、一層取り組んでいきたいと思っております。

(麻生委員)

公立、私立ともになんですけども、今、それぞれの県立高校での大学

の指定校推薦について教育委員会で把握できているんですか。それがどの程度あるのかが知りたいのですが、分かりますか。

(高畑高校教育課長)

指定校推薦が各学校どれくらいあるかというのは把握しておりません。

(麻生委員)

それは各学校単位でやられてることだと思うんですけど、ずいぶん前の話ですけど、秋田県の視察に我々で行ったときに、金足農業という学校が農業高校なのに大学推薦がものすごい数があるんですね。大学進学率があそこの高校の自慢の一つになってるようで、それが県下あげてやっていると話を聞いたときに、どうしてこんなに多いんですかと聞いたら、学校パンフレットに指定校推薦大学を全部書いてるんです。

大分県の高校ではそういうのをあまり見かけたことがないんですけど、その辺の意識というのはどうなのかということと、各高校単位でそれぞれの大学にPRはしていると思うんですけど、それについての県教委からのサポートというのは意外にないんだなあというのを今聞いていて思ったんですが、そんなのは難しいんですか。この資料の中に推薦で何名というのがあったっておかしくはないと思います。

(高畑高校教育課長)

指定校推薦はその高校と大学との関係の中で、その高校の当該大学への進学実績を積み重ねていく中で、指定校という関係が生まれてきます。その学校の取組の積み重ね、伝統というものに裏打ちされた結果という特殊性がある中で、今まではそこに県が何か取組をするとかいうことは現実にはやっておりません。

(麻生委員)

5年前にも同じ質問をしたことがあって、それから変わってないんですよね。教育委員会というのは学校のバックアップをするところと私は理解しているんですけど、なぜしないのかがよく分からないんですが。

(高畑高校教育課長)

指定校推薦への支援ということでしょうか。

(麻生委員)

支援というよりバックアップです。結局、我関せずということなんでしょうか。

(高畑高校教育課長)

当課としては学校に対して学力の向上や指導力の向上ということで、事業をおこしつつ、また、学校指導に入りながら、そういったことを通して学校の進学実績が上がっていけば、推薦もとれるし、指定校もとれるということにつながってくるんだろうとは思っています。

(松田委員長)

大学の場合は、その高校からきた学生が3年間のうちに成績がダウンするようでは、(当該校への)指定校推薦をなくします。やはり、多くとれているということは、その学校にたくさん送ったということもあるんですけども、入った人たちが頑張っているという実績があると、どんどん増えてきますので、進学の際に次の後輩のために頑張れよという指導は各高校でしかできないような気がします。

(岩崎委員)

県教委の方で高校のこういう調査をするというのは、授業や生徒たちの将来のための指導がきちんとできているかということの調査ですよ。そうすると実態を知らないといけないのかなという気がしました。

実態というのは、麻生委員が言われた推薦枠は学校の努力の結果で決まり、生徒の要望や能力を見て、推薦するかどうかが決まるということのようですが、進学者・合格者の中に、試験を受けて進学した方、推薦で進学した方があるので、それぞれを把握をしなければいかんのかなと思います。

それは各学校に聞けばわかるわけですから、調査して人数を示してほしいという要望があります。

それからもう一点、わからないのは、私立高校は一人の生徒が多くの学校を受験し、A校、B校、C校みんな合格した場合も、合格者の数に入っていると聞きます。すると実態は、一人の生徒がその学校の成績を上げているという話になるけども、公立学校の場合も同じような格好になっているんでしょうか。それとも、実際の入学者の人数が捉えられているんでしょうか。そこのところはどうなのでしょう。複数受験で合格した人たちが何人くらいいらっしゃるのか、その辺の調査はされているんですか。実態を把握するということからすると、そういったところも必要かなと思います。

(高畑高校教育課長)

一点目の、推薦の方ですけども、指定校の数はなかなか把握できていませんでしたが、国公立の推薦であれば、学校からデータをあげてもらっているケースもあります。ただ、私大の一つ一つについてはデータを把握

しておりません。今後検討していきたいと考えます。

二つ目の重複の件ですけれども、1枚目にありましたように、国公立に関しまして、現役実数というのはダブりのない数であります。基本的に国公立の場合にはダブりが無いと思って結構です。例えば、実数が1, 202に対して延べ数が1, 206と4人ダブりがあるんですけども、これはかなりレアなケースでございまして、基本的にはダブりは無いということでもあります。私大に関してはおっしゃたようにかなりダブりが出てきます。同じ大学でも複数の学部合格したりというようなこともあります。

そういったことも踏まえて、こういったデータに基づいて資料をお示しするのがいいかということをし少し検討していきたいと思っております。

(麻生委員)

それは難しいのではないのでしょうか。

(松田委員長)

できる範囲内ということをお願いします。

(岩崎委員)

先ほどの実数と延べ数の関係なんですけれども、公立の場合は考えにくいのですが、一人の方が2校受けたとして、4人の方が重複受験したという意味なんですか。

(高畑高校教育課長)

国公立の延べ数の意味というのは、今、国公立は前期・中期・後期と日程が3つ分かれています。通常、前期でほとんど受けるんですけども、例えば、前期試験で通って合格通知をもらおうとします。そして、入学手続きを所定の期日までに済ませてしまうと、中期・後期の合格の資格を失うというシステムになっています。ただ、入学手続きをしなければ、その生徒が中期・後期をあえて受けて、合格通知をもらおうというケースがあるわけです。

定員は前期に圧倒的に多いので、そういう危険をおかすというのはまれです。

(松田委員長)

検討できる部分と難しい部分があると思いますが、できるだけたくさん国公立大学現役合格率を上げなければいけないということも確かですので、現場の先生がよりよい指導をしやすいような資料、教育委員もよく理解できるような資料がございましたらよろしくをお願いします

⑥スーパーグローバルハイスクール（SGH）の指定について

（松田委員長）

次に、報告第6号「スーパーグローバルハイスクール（SGH）の指定について」報告をしてください。

（高畑高校教育課長）

報道もされていますが、大分上野丘高校がスーパーグローバルハイスクール（SGH）に指定されたことについて報告します。事業の概要については、これまでも説明しましたので、割愛します。指定校の数は全国56校、応募した全国246校の中から選ばれました。九州からは熊本県立済々黌高等学校、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、そして大分上野丘高校の3校でした。支援額は年間上限で1600万円です。

構想名は「大分上野丘グローバル・リーダー育成プロジェクト」として、今年入学の1年生から開始します。APUの国際学生や地元企業と連携して底の深い課題研究を行います。「課題研究」という授業を設定し、その中で論理的・批判的思考力の育成、英語で表現する力の向上、国際的に活躍しようとする意欲や日本や大分県・ふるさとのことを学ぼうとする意欲の涵養を図ります。それらのことを通して国際的に活躍できる人材を育てることとしています。

ポイントは3つあります。1つは、3年間を通して課題研究を実施するということです。その中では、探究活動やディスカッション型の授業を実施します。APUや地元企業との連携によって、深みのある授業を進めていきます。少し具体的にお話しますと、1年生の前半には「世界の今」を俯瞰的に学んでいきます。大学の先生から講義してもらった内容についてディスカッション型の授業を通して更に深めていきます。1年生の後半には、テーマ選択を行い、グループでの探究活動を行います。その成果を発表したり、英文でのショートレポートを作成したりします。ここまでは1年生全員が学びます。2、3年生については希望によりSGHコースを編成し、希望した生徒が引き続き研究を進めていきます。

2つ目は、海外への課題探究研修を行うことです。現在の修学旅行も探究型の修学旅行に変えていきます。世界トップレベルの大学生との交流などの体験活動も考えています。

3つ目は、USGルーブリックを開発し、事業の検証評価しながら教育活動を改善して行くことです。このような活動を今後5年間進めていきます。

大分県教育委員会はSGHを県のグローバル人材育成の施策の中核的存在と捉えて、予算的な支援も含めて指導助言、県内の高校へ成果を波及していきます。

以上で、ご報告を終わります。

(松田委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

具体的にどのような形で県内の他の高校への波及を行うのですか。

(高畑高校教育課長)

上野丘高校が中心となってSGHコンソーシアムという組織を立ち上げ、その中で取組についての発表や情報交換などを行いたいと思います。最終的には他の高校でも、授業改善が進むことを期待しています。庁内でも大分県グローバル人材育成推進会議を立ち上げ、SGHの取組を報告し、支援を考えていきます。

(佐野教育改革・企画課長)

SGHの取組の中心は課題研究であり、課題研究を通じての事業の展開であると理解しています。グローバル人材育成の観点から、中学校や小学校においても、思考力・判断力・表現力を育成するための授業の改善につながっていくと考えているので、この取組を最高峰モデルとしながら、中学校などにも活用していくことが必要であると考えます。

(松田委員長)

新聞などで取り上げられていますが、指定を受けたことは大分県の誇りであると考えています。がんばって欲しいと思います。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました案件の議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第2号議案 平成26年度大分県教科用図書選定審議委員の任命について

(松田委員長)

それでは、第2号議案「平成26年度大分県教科用図書選定審議委員の任命について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただいま説明のありました議案につきまして、質疑・意見のある方は
お願いします。

(質疑・意見等なし)

(松田委員長)

それでは、ただいま提案のありました第2号議案の承認についてお諮
りいたします。第2号議案に承認される方は挙手をお願いいたします。

(採 決)

(松田委員長)

第2号議案は提案どおり承認します。

【協 議】

① 平成27年度（平成26年度実施）教員採用試験実施要項(案)について

(松田委員長)

それでは、協議の①「平成27年度（平成26年度実施）教員採用試
験実施要項(案)について」協議をします。

(説 明)

(松田委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等なし)

(松田委員長)

それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

② 平成27年度（平成26年度実施）民間人校長採用選考(案)について

(松田委員長)

それでは、協議の②「平成27年度（平成26年度実施）民間人校長採用選考(案)について」協議をします。

(説明)

(松田委員長)

ただいま説明がありましたが、質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

(松田委員長)

他に何かございませんか。

ないようですので、これで平成26年度第1回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成26年度第1回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年4月8日(火)

13:50~15:55

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 大分県いじめ防止基本方針について

第2号議案 平成26年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

(2) 報 告

①教育委員会制度の閣議決定について

②「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」の構築について

③各教科等指導の重点事項について

④「私たちの道徳」(全面改訂版「心のノート」)の活用について

⑤平成26年度大学入試結果について

⑥スーパーグローバルハイスクール(SGH)の指定について

(3) 協 議

①平成27年度(平成26年度実施)教員採用試験実施要項(案)について

②平成27年度(平成26年度実施)民間人校長採用選考(案)について

(4) その他

4 閉 会

第一号議案

大分県いじめ防止基本方針について

大分県いじめ防止基本方針を別紙により策定するに当たり、あらかじめ承認を求める。

平成二十六年四月八日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第十二条の規定に基づき、大分県いじめ防止基本方針を知事が定めるに当たり、あらかじめ教育委員会の承認を得たいので提案する。

大分県いじめ防止基本方針

(案)



平成26年4月
大分県・大分県教育委員会

大分県いじめ防止基本方針

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 いじめの定義	3
4 いじめの理解	5
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	5
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 県が実施すべき施策	8
2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策	11
3 学校が実施すべき施策	13
第3 重大事態への対処	
1 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）又は学校による調査	17
2 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置	22
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	
1 市町村に対する要請	23
2 学校法人に対する要請	23
3 いじめの防止等のための対策に関する重要事項	23
附則	
重大事態発生時の対応	24

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

大分県では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、県民及び関係機関等と協力しながら、様々な取組を推進してきました。

しかしながら、今日の社会状況の著しい変化の中で、いじめの問題は複雑化・多様化し、インターネットを通じて行われるいじめ等新たな課題も生じてきました。

こうした社会情勢を踏まえ、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むべく、平成25年9月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第12条で地方公共団体に対して、国による「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、地域の実情に応じた、地方いじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

これを受けて、大分県では、本県におけるいじめの防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、「大分県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定することとしました。

この県の基本方針の対象となる学校は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）のうち、大分県教育委員会が設置する県立学校と大分県内の私立学校です。

対象となる各学校は、国のいじめ防止基本方針、県の基本方針を参酌して、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）の策定といじめ防止等を推進する体制づくりに取り組みます。

また、市町村や市町村が設置する学校においても、いじめを受けた児童生徒の生命・身体を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめの防止等の取組を効果的に進めていくことが重要です。そのためには、県、市町村、県内全ての学校、関係機関・団体等が考え方や情報を共有し、家庭・地域住民、その他の関係者が連携して取り組むことが望まれることから、県の基本方針も参酌して、それぞれの取組の推進をお願いします。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

本県におけるいじめの認知件数は、些細ないじめの事案も見逃さず、積極的ないじめの把握に努めた結果、平成18年度以降2,000件台から3,000件台で推移しており、いじめを背景とした、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案の発生も懸念される。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもある。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に示されているように、いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

よって、県の基本方針は、上記基本理念を踏まえ、さらに、これまでのいじめの対策の蓄積を活かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

3 いじめの定義

(定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- 例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見上にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- (5) いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

- (6) 具体的ないじめの態様 (例)

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
 - ・ 方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される
 - ・ 存在を否定される
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる など
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・ 遊びやチームに入れてもらえない
 - ・ 席を離される など
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 強弱を問わず身体を叩かれたり、触っていないふりをされたりする
 - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・ 遊びと称して格闘系の技をかけられる など
- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 脅かされ、お金を取られる
 - ・ 靴に画鋸やガム、ゴミ等を入れられる
 - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられる など
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
 - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる など
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ インターネット上の掲示板、ブログ等に恥ずかしい情報を載せられる
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される など

- (7) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの理解

- (1) いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうるもの」である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成25年7月）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) 本県はいじめの態様では「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全体の3分の2を占め、その加害側が「いじめ」であるとの認識が乏しい中で行われている。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにすることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、児童生徒に対し、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いということを明快かつ毅然とした態度で示す必要がある。

さらに、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人

の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校づくりは未然防止の観点からも重要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。

特にいじめを受けている児童生徒には、

- ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない（告げ口をしたとして）更にいじめが深刻になるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめを受けている事実を言えない。
- ・ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりする。
- ・ 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ ストレスや欲求不満の解消を他の児童生徒に向けることがある。

等の心理状態を踏まえた対処が必要である。

また、いじめを行った児童生徒の原因や背景については、

- ・ いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・ 自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
- ・ いじめを受けている側にも原因、問題があると考え、いじめの行為を正変化することがある。
- ・ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、児童生徒のストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。
- ・ 相手の人権への配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことなどによりいじめが発生する。

等の心理状態を踏まえつつ、校内いじめ対策委員会等を活用して、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめ解決への迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が無意識に出しているささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したり、躊躇したりすることなく、個人面談や情報収集を行い積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査等によって、常に児童生徒の状況を把握する体制づくりに努める。児童生徒が困った

時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりや教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル等の電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して幅広く情報収集するなど、県民総ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、保護者や県教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、福祉や警察等の関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しくなっていることから社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、他者を思いやる心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。

また、いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、日頃から悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めその改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も大切である。

これら学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への取組の重要性について、県民全体に認識を広め、家庭と地域とが一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

本県では、平成19年に策定した「地域協育振興プラン」に基づいて、教育の協働を推進するため「協育」ネットワークの構築・充実に取り組んでいる。その中で「地域協育プロジェクト会議」、「校区ネットワーク会議」等の開催や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用により、いじめの解決に向けた取組、ねらいを明確にするとともに、個人情報やプライバシーの保護に留意しながら、全ての大人が「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、いじめの問題について学校と地域、家庭とが連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や学校の設置者において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには、平素から学校や学校設置者と関係機関の担当者窓口との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、重篤ないじめ事案に必要な支援を行うため、「大分県いじめ解決支援チーム」¹の積極的な活用やスクールサポーター等をはじめとした関係機関との情報交換、連携を図るほか、医療機関などの専門機関や法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携することも重要である。

脚注1：「大分県いじめ解決支援チーム」は、P10を参照

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 県が実施すべき施策

(1) 大分県いじめ対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

① 連絡協議会の設置

県は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に向けて、県や市町村、地域

の関係機関・団体等が連携した取組ができるよう、いじめの防止等に関する機関及び団体等の代表者等で構成する、「大分県いじめ対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

② 連絡協議会の構成員

連絡協議会は、県教育委員会、県生活環境部私学振興・青少年課、県福祉保健部こども子育て支援課、こころとからだの相談支援センター、児童相談所、県警察、地方法務局、県弁護士会、県医師会、県臨床心理士会など必要と認められる機関及び団体並びに市町村教育委員会、公立及び私立学校と市町村の福祉主管部の代表等で構成する。

③ 連絡協議会の役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有および協議等を行う。

- ア 県の基本方針に基づく各団体等の取組状況
- イ いじめに関する地域の現状や課題
- ウ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- エ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- オ 県の基本方針に基づく取組の検証と県の基本方針の見直し 等

(2) 大分県いじめ解決支援チーム等の設置

県は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、いじめの防止対策の在り方や実効性を高めるための調査機関と学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うために、県教育委員会に大分県いじめ解決支援チーム等（以下「いじめ解決支援チーム等」という。）を設置する。

① いじめ解決支援チーム等の構成

「いじめ解決支援チーム等」とは、県教育委員会に設置された「いじめ解決支援チーム」²と「学校問題解決支援チーム」³からなる組織を主体とし、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者や教育委員会、PTA代表者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

② いじめ解決支援チーム等の機能、役割

- ア 県の基本方針に基づくいじめの防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援を行うこと。
- イ いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援や第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。

また、私立学校におけるいじめの事案に対しては、必要に応じて、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）と協議のうえ、問題の解決に向けた助言を行う。

脚注2 「いじめ解決支援チーム」とは、公立学校におけるいじめ対応機能の充実を図り、児童生徒のいじめ問題解決の支援を行うため、平成25年4月4日、県教育委員会に設置したものの。

脚注3 「学校問題解決支援チーム」とは、保護者、地域住民等から公立学校へ寄せられる様々な要望や要求のうち、学校が単独でその対応に苦慮する事案に対し、弁護士、医師、臨床心理士等が適切に対応するために、平成22年9月1日、県教育委員会に設置したものの。

(3) 再調査のための機関

① 再調査機関の設置

県立学校又は県教育委員会並びに私立学校又は学校法人が行った、いじめの重大事態の調査結果について、知事が必要があると認めた場合には、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく再調査を行うための機関を設置する。

② 再調査機関の構成

弁護士、医師、臨床心理士及び学識経験者等で構成する。

(4) 基本的施策

いじめの防止等のための基本的施策については、県は次の観点から実施するものである。

① 財政上の措置等（法第10条関係）

- ・ 県は、いじめの防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

② いじめに関する通報及び相談体制の整備（法第16条第2項関係）

- ・ 県教育センターにおける教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口や市町村が設置した相談窓口等の周知や相互の連携が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。

③ 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第17条及び第19条第2項関係）

- ・ 連絡協議会を設置し、関係機関や地域との連携により、学校におけるいじめ事案に対処する取組が効果的かつ円滑に進められるよう支援する。

④ 人材の確保及び資質の向上（法第18条第1項関係）

- ・ いじめの防止に関し蓄積したノウハウやいじめの問題への新たな調査・研究を活用した研修事業の充実により、いじめ問題に適切に対処できる人材の育成と、教職員の資質向上を図る。

⑤ いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第20条関係）

- ・ いじめの未然防止のための実践事例や、いじめの事案への具体的対処事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで各学校における取組を支援する。

⑥ 広報・啓発活動（法第21条関係）

- ・ いじめの問題は、大人たち全員の課題であるとの意識を持ち、家庭や地域など

子どもに係わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて、「いじめをしない、させない、許さない」社会の醸成のための広報啓発活動等を行う。

- ⑦ 県の基本方針の内容の点検と見直し
- ・ 県の基本方針に位置づけた施策・措置の取組状況について点検し、国の基本方針の改定や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。
- ⑧ 重大事態への対処
- ア 県立学校を設置する地方公共団体の長
- ・ 第28条第1項に定める「重大事態」発生の報告を受けた知事は、当該事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の設置者又は学校による調査の結果について再調査を行うことができ、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
 - ・ 再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- イ 私立学校の所轄庁である知事
- ・ 「重大事態」発生の報告を受け、対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の設置者又は学校による調査の結果について再調査を行うことができる。
 - ・ 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人やその設置する学校が重大事態への対処又は同種事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、適切に対応する。
- ⑨ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校に対する指導、助言又は援助
- ・ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校から要請があった場合は、スクールカウンセラー等の心理・福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、いじめ解決支援チームの派遣等必要な措置を講ずる。
- ⑩ 私立学校主管部局の体制
- ・ 私立学校において重大事態があった場合は、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）において適切に対応する。

2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策

- (1) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）
- ・ いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域間の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
 - ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教諭、養護教諭その他の教職員を配置し、生徒指導並びに教育相談に係る体制等の充実を図る。
 - ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教育相談技能等の資質能力の向上を図る。
 - ・ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳

教育及び体験的活動を踏まえた人権教育等の充実を図る。

- ・ 様々な人々との関わりの中で社会性や思いやり、助け合い、支え合いなど豊かな人間性を育むため、地域交流や職場体験、あいさつ運動、ボランティア活動等の充実が図られるよう支援を行う。
- ・ 児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ、効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。
- ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるよう「芯の通った学校組織改善プラン」に基づき、学校マネジメントを担う体制の整備を図るよう支援する。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- ・ 定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談等によるいじめに関する情報の把握と取組内容の点検を行い実態把握に努める。
- ・ 児童生徒、保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備する。
- ・ 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保、配置するよう努める。
- ・ 県教育センター教育相談部や24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口その他各種相談窓口の周知を図る。
- ・ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の実施や県教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」（平成25年5月）の活用など資質能力の向上に向けた必要な措置を行う。

(3) 関係機関等との連携

- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校評議員、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築するための取組を行う。
- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や指導を適切に行うことが出来るようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(4) 重大事態への対処（学校の設置者又は学校）

- ・ 学校の設置者又は学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(5) その他

- ・ 県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するので

はなく、問題を隠さず、迅速で適切な対応ができる学校を評価するよう留意すること。

また、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。

- ・ 県教育委員会及び学校法人は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、教育活動全体をとおして、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行う教員を評価するよう、教員評価への必要な指導・助言を行う。

3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ・ 各学校は、国又は県の基本方針を参酌して、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うか等の基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めることが必要である。
- ・ 学校基本方針の策定に当たっては、保護者や地域の方々の協力を得て、「どのようにしていじめの防止と早期発見をするのか」「学校がどのような児童生徒を育てようとするのか」「教職員は何をすべきか」「保護者や地域はどのように協力するのか」「関係機関との連携はどのようにあるべきか」等地域を巻き込んだものとするほか、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒がいじめの防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努める。
- ・ 各学校は、策定した学校基本方針を学校のホームページ等により公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめの防止等に取り組む。

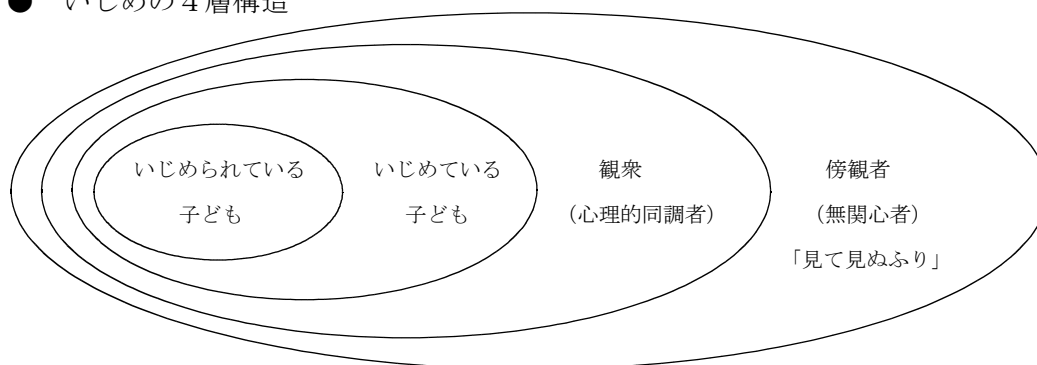
(2) いじめの未然防止のための取組(法第15条及び第19条第1項関係)

- ・ 全ての児童生徒を対象に「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図り、重大な問題と捉えられるよう子どもを育成する。
- ・ いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連

携強化を図る。

- ・ 地域交流、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通じて、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を構築する態度など道徳性・人権意識を育む取組により、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、誰もが活躍できる機会や自己有用感、充実感を感じられる学校生活、風土づくりを推進する。
- ・ いじめに対してはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、暗黙の了解を与える「傍観者」にならず勇気を持っていじめを止め、いじめをゆるさない集団作りに取り組む。
- ・ 教職員の資質向上のための研修会の実施により、児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に把握し、早期に対応するスキルアップに努める。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、児童生徒との信頼関係の構築に努め、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめが「発生してから対応する事後対応」から「問題が発生しにくい環境を醸成する未然防止」という考えの下、全ての児童生徒の健全な社会性を育むことにより、被害者を守るという意味の未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止対策を推進する。

● いじめの4層構造



1986 大阪市立大名誉教授 森田洋司

(3) いじめの早期発見のための取組（法第16条関係）

- ・ 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、日頃から児童生徒の日常の行動や生活の様子に目を配り、見守りや観察を行うとともに、児童生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないように注意を払う。
- ・ いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するように努める。

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制、環境を整え、いじめの実態把握に努める。
 - ・ 児童生徒からの相談や聴き取りについて、児童生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努める。
 - ・ 保護者が、児童生徒がいじめを受けていると疑われる様子がある時に、相談するための学校における相談窓口を設け、その周知を行う。
- (4) いじめに対する措置（法第23条関係）
- ・ いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに事実を明らかにするとともに、担任など特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの問題の重大性を全教職員で共通理解し、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。
 - ・ いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童生徒を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう当該児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。
 - ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに説明し、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、関係機関・専門機関との連携の下に必要な指導や支援を継続的に行う。
 - ・ いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、当該行為が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした指導を行う。また、当該児童生徒の家庭環境や人間関係などによるストレス等いじめ行為に至った背景を把握のうえ再発防止措置を図りつつ、いじめの状況に応じて、心理的孤立や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導計画による指導（出席停止等を含む措置）のほか、警察等との連携による措置も含めた指導、助言、支援を行う。
 - ・ いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適宜適切な指導と支援を行う。
- (5) 関係機関との連携
- ・ 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターや県警察フレンドリーサポートセンター等を通じて警察との情報共有を図るほか、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得ながら、児童生徒の早期の立ち直り支援に努める。
 - ・ 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
 - ・ 県教育センター教育相談部、24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口、大分地方法務局「子どもの人権110番」など学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。
 - ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒や保護者に対し、企業やNPO法人等との連携による情報モラル講習や啓発活動を行う。

- ・ 保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで問題解決する仕組みづくりを推進する。
 - ・ 地域で子どもを見守り育てる輪を広げるため、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や地域の文化芸能等の行事等を通じて地域の方々とふれあう機会を増やす。
 - ・ いじめを行った児童生徒に対し教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は所轄警察署と相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成（法第19条関係）
- ・ 「情報」等の授業を通じて、これからの情報化社会の中で生きていくために必要な情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル、情報リテラシー教育の充実を図る。また、専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら、様々な機会を使って、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進する。
 - ・ 教職員は、アンケート調査や教育相談等の機会を利用し、児童生徒のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努め、些細な兆候や情報であっても、いじめに関わる内容を把握した場合は、情報の共有を図り、ネット上のいじめが顕在化しにくいという特性を十分に理解した上で、通信事業者等と連携を図りながら、関係する児童生徒に対する指導を適切に行う。
 - ・ ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を印刷、保存する等の措置を行った後、被害の拡大を避けるため、削除等の措置を講ずる。また、必要に応じ、警察や地方法務局等と適切な連携を図る。
- (7) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめの事案に迅速、的確に対処するため、法第22条に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設するものとする。

② 組織の構成員

- ・ 組織の構成員は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長以下複数の教職員のほか、心理・福祉等の専門的知識を有する者や、スクールサポーターなどの外部専門家が参加する構成とする。
- ③ 具体的な組織の役割
- 学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための対策等に関する取組の中核的な役割は以下のとおりとする。
- ア 学校基本方針の策定及び方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ 学校基本方針の策定や見直し、進捗状況の確認や、いじめへの対処がうまくいかなかった事例の取組等をP D C A（Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)）サイクルで検証する。
 - ・ 組織を機能させるにあたり、適切に外部専門家等の助言を得ながら機動的に運用できるように構成員による全体会議と関係者会議等の役割分担を行う。
 - ・ 組織における複数の教職員については、学校の実情に応じて決定し、個々のいじめへの対処にあたり関係の深い教職員を追加する等柔軟な対応を行う。
- イ いじめの相談及び通報への対応
- ・ 児童生徒や保護者、地域住民等がいじめの相談や通報が容易にできるよう、窓口や手順、方法等を明確にする。
- ウ いじめや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び情報の共有
- ・ 些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを一人の教職員が抱え込むことなく組織に報告・相談のうえ、集積された情報は、個々の児童生徒ごとに記録化し、複数の教職員が個別に認知した情報とを集約のうえ共有化を図る。
- エ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時は緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有と支援の体制、対応方針の決定を行う。
- オ いじめを受けた・行った児童生徒に対する指導及び支援並びに保護者との連携
- ・ 関係ある児童生徒への事実関係の聴取と指導、支援並びに保護者に対する情報提供と連携を図る。

第3 重大事態への対処

1 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事

態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

学校に在籍する児童生徒が、いじめを受けて重大事態（法第28条第1項の規定による重大事態をいう。以下同じ。）に陥った場合、学校は、地方公共団体の長（私立学校は、知事）に、重大事態の発生について報告するとともに、学校の設置者又は学校は、重大事態に対し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 重大事態の意味

- ① 法第28条第1項各号に規定する「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ② 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、
 - ・ 自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 などが想定される。
- ③ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。
- ④ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと捉え、報告・調査等に当たる。

(3) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて知事に、私立学校は私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）を通じて知事に事態発生について報告する。

なお、市町村教育委員会は、重大事態が発生した場合は、市町村長のほか、重大事態の対処に向けた支援、助言等を迅速に行うため県教育委員会にも報告する。

(4) 事実関係を明確にするための調査

① 調査の趣旨及び調査主体

- ・ 学校から報告を受けた県教育委員会及び学校法人は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。
- ・ 学校が主体となって調査を行う場合、県教育委員会及び学校法人は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- ・ 県教育委員会及び学校法人が主体となって行う場合とは、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合をいう。

② 調査を行うための組織

ア 学校が調査主体となる場合

- ・ 法第22条の規定に基づき、学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、調査組織を設置して行う。
- ・ 当該重大事態の性質に応じて、外部から専門的知識、経験等を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、利害関係を有しない第三者を加える等、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 県教育委員会及び学校法人は、必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行う。

イ 県教育委員会及び学校法人が調査主体となる場合

- ・ 学校を設置する県教育委員会及び学校法人が行う調査は、県教育委員会及び学校法人の下に適切な調査組織を設置して行う。
- ・ 市町村立学校で発生した重大事態について、市町村教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果が得られないと判断した場合、県教育委員会は、市町村教育委員会教育長の要請に応じて必要な協力をを行う。

③ 調査の実施

- ・ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- ・ 調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査すべきであり、当該調査が、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対

応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- ・ 調査を実効性あるものとするため、学校の設置者又は学校は、たとえ自己に不都合な事実があったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- ・ 学校の設置者又は学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
 - i) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
 - ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への適切な指導を行い、いじめの行為を止める。
 - ・ いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活が落ち着いて送れるよう復帰への支援や学習支援等を行う。
 - ・ 調査を行うにあたり、事案の重大性を踏まえ、県教育委員会及び学校法人は、より積極的に指導や支援を行う他、関係機関とも適切に連携し、対応に当たる。
 - ii) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ・ 児童生徒の死亡や入院など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査方針について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査により行う。

※ 自殺の背景調査における留意事項

- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ・ 調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・ 遺族が、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できうる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報については、時間の経過に伴う制約の下で、できる限り、偏

りのないものをより多く収集し、それらの信頼性、信憑性の吟味も含めて、専門的知識および経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。

- ・ 学校が調査を行う場合は、教育委員会および学校法人は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行い、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

iii) その他留意事項

- ・ 法第23条第2項に基づき、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた学校において重大事態であると判断した場合、そのみで重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じ新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。
- ・ 重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあることから、学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。例えば、大分県こころの緊急支援活動チーム（CRT（Crisis Response Team））の活用も考えられる。

(5) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報の適切な提供

- ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかとなった事実（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、適時・適切な方法により説明する。
- ・ 情報の提供にあたり、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供するものとする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- ・ 質問紙調査等の実施により得られた調査結果は、いじめを受けた児童生徒又は保護者に提供する場合があり得ることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、県教育委員会及び学校法人は、情報の提供

の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

- ・ 県立学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、県教育委員会を通じて、また、県教育委員会が実施した調査結果は、直接知事に報告する。
- ・ 私立学校で発生したいじめの重大事態について、当該学校又は学校法人が実施した調査結果は、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）を通じて知事に報告する。
- ・ 市町村教育委員会が設置する学校で発生したいじめの重大事態の調査結果は、市町村長に報告するとともに、あわせて県教育委員会にも報告する。
- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。その際には、学校の設置者又は学校は、事前にその旨を児童生徒又は保護者に伝えるものとする。

2 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

(1) 再調査の実施

- ・ 重大事態の報告を受けた知事は、法第30条第2項の規定及び法第31条第2項の規定により、報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について改めて調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。
- ・ 再調査を行う機関は、専門的な知識又は経験を有し、かつ当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者とし、当該調査の公平性・中立性を図り、その構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- ・ 調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう留意する。
- ・ 再調査結果についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合は、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

私立学校の場合は、知事は、学校法人又は学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、適切に対応する。

なお、県立学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに配慮のうえ、必要な措置を講じ、知事は、その結果を議会に報告する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

1 市町村に対する要請

県は、市町村に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のために必要な対策を講じるよう要請するとともに、必要な助言又は援助を行うこととする。

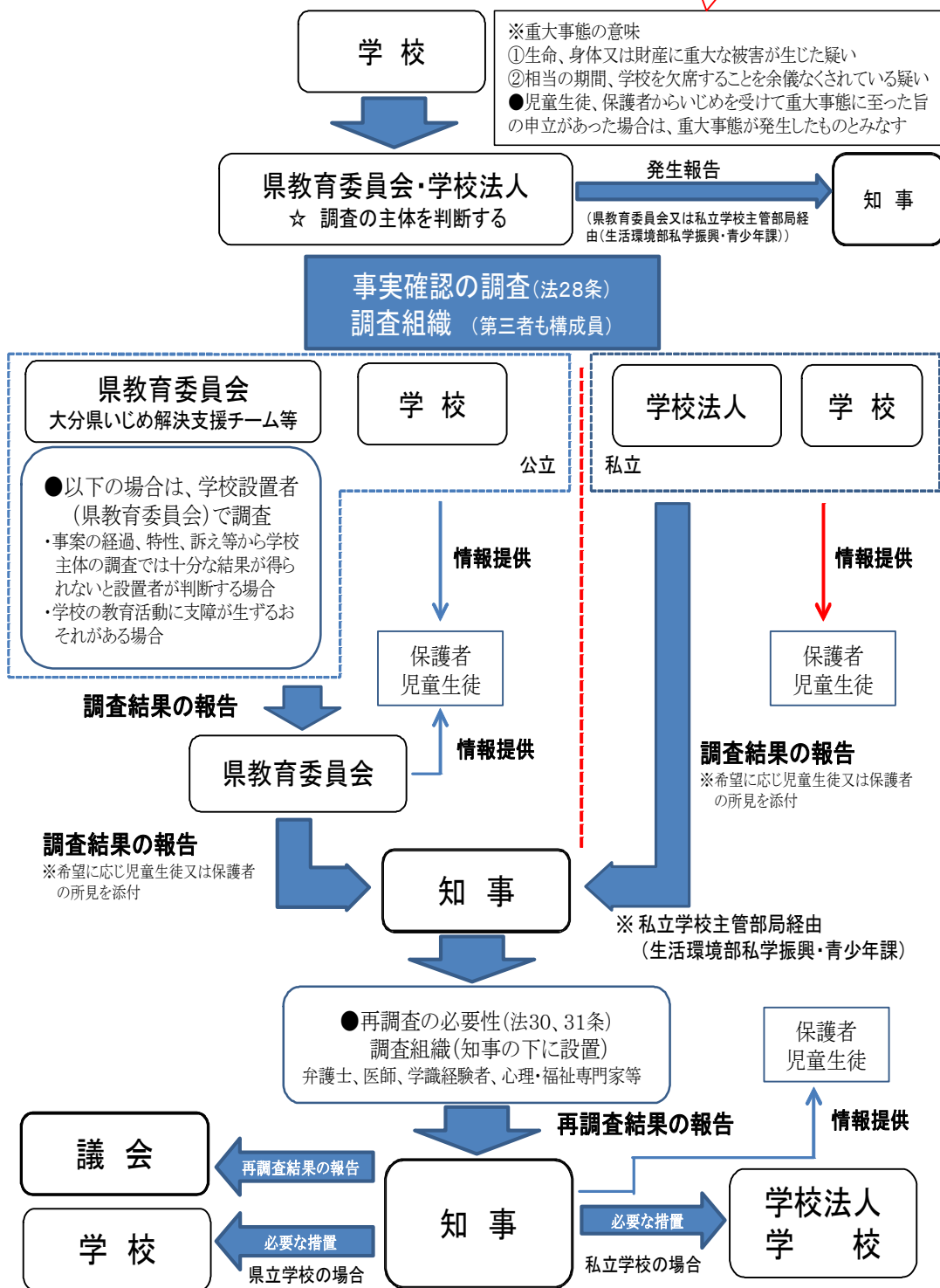
2 学校法人に対する要請

県は、私立学校を設置する学校法人に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のための組織を設置し、必要な対策を講じるよう要請する。

3 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・ 県は、県の基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果について必要な措置を講ずる。
- ・ 県は、市町村における地方いじめ防止基本方針及び県立学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

重大事態発生時の対応



当該重大事態と同種事態の発生の防止

「大分県いじめ防止基本方針」(案)に対する県民意見の募集結果(集約)

※ パブリックコメント 27人 44件

項目	意見の要旨	県・県教育委員会の考え方
<p>○ いじめの防止等に関する基本的な考え方</p> <p>○ いじめに対する措置</p>	<p>いじめの防止については、子どもの人権を守るため、学校はもとより、保護者・地域・関係機関が協力してその解決にあたらなければならないと思います。その観点から、今回の素案は一定の評価ができるものと考えております。</p> <p>しかしながら、厳罰主義ととれる項目があるなど、根本的な解決につながらないのではと疑問に思う内容もあります。大事なことは、いじめが生まれてしまう背景を丁寧につかむ取組だと思えます。今の学校は、学力向上や成果主義等、競争的な環境に置かれ、どうしても子どもにストレスがたまりやすい状況になっています。加えて、厳しい家庭環境に置かれている子どもなど、その要因は複雑かつ深刻なものがあります。</p> <p>しかも、教職員が子どもたちと向き合う時間が非常に少なくなってきている現状もあります。そのような中でも、厳しい取組ではありますが、いじめを行っている子ども、そして、いじめにあっている子どもに寄り添う丁寧な支援や指導を通して問題を解決していかなければならないと考えます。</p> <p>基本方針策定に当たっては、そのような学校現場の状況を踏まえ、子どものストレス軽減に向けた取組も検討していただき、子どもたちも教職員も生き生きとした大分県の学校にさせていただきよう、切にお願い申し上げます。</p>	<p>○ いじめや暴力行為に対しては、毅然とした態度で対処していく必要がありますが、同時に被害・加害児童生徒一人一人の特徴や傾向、背景についての多角的・多面的な理解に基づき「支援・助言」の視点を持ち、解決の主体である児童生徒の最善の利益を優先し、粘り強く関わることが重要と考え、いじめの対処に当たることとしています。</p> <p>○ いじめの解決に当たっては、特定の教職員のみによることなく、組織的な対応や関係機関との連携が早期解決につながるとともに、児童生徒と向き合う時間の確保ができ、児童生徒、教職員が心豊かで安全・安心な学校生活が確立されるものと考え、取り組んでまいります。</p>
<p>○ いじめの防止等に関する基本的な考え方</p>	<p>いじめ問題の解決は、教育的な視点で行う。いじめは、どんなに小さなものでも見過ごしてはならないと考えています。子どもたちは大人が思っている以上に親や教職員の顔色や言動を窺っています。厳しくしかっても本当にいじめの卑劣さ・醜さを心からわからなければ、反省せず陰で行い続けます。「出席停止の措置」については、授業を受けさせずに廊下に立たせていることと同じ、つまり、体罰と同じだと考えます。</p>	<p>○ ご意見のとおり、どんな小さいいじめも見逃すことがあってはならないものと考え、教育委員会ではいじめへの対応を行っています。加害児童生徒に対しては、毅然とした対応が必要である一方で、いじめに至った背景等にまで踏み込んだ対応を行うことにより、「いじめは絶対に許されないこと」という理解を促し、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこととしています。</p>
<p>○ いじめに対する措置</p>	<p>「警察等との連携」についても本当に手に負えない(暴力、凶器を持つ)状況下では、児童・生徒・教職員の安全を脅かすので、考えられなくても、いじめの状況に応じて」という漠然とした記述では線引きが難しく、濫用することが考えられます。そして、学校現場に警察が入るのはどうでしょうか。</p>	<p>○ いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に相談することが必要なもの、生命・身体・財産に重大な被害が生じるもの等があり、児童生徒への教育的配慮、保護者の意向等に配慮し、警察と連携して早期に解消を目指す場合もあります。また、その際は、警察官経験者であるスクールサポーター等の活用を図ることとしています。</p>

項目	意見の要旨	県・県教育委員会の考え方
<p>○ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p>	<p>さまざまな人権問題は、個人の生活基盤の中で、差別を受けたり拘束されたりしたことからの不満のはけ口として他者へ向けられている。根本には不安定雇用の問題から起こる格差社会や成果主義による仕事のストレスが家庭生活にも影響を与え、現代のいじめ問題の大きな原因をもたらしている。この解決に向けては、教育で根本原因を取り除くことは難しく、社会の仕組みを国を挙げて大きく見直さなければならない時期に来ている。このような環境下においては、子どもを育てる親への行政のかかわりを強めていく必要がある。子どもの生活環境の変化は親の子育て環境の変化に大きく関係し、子育てに対しての悩み等に相談に乗れる関係づくりに行政が乗り出し、支援するとともに親として育てていく必要がある。</p> <p>教育現場でできることは、ねばり強く関わりを深め、いじめられている子どものケアにあたり、いじめ側にも積極的に働きかけたりすることが重要である。そのためには、まず、教師が子どもと向き合うための時間を確保することが大切である。</p> <p>いずれにしても、原因を見ずに、結果として起きているいじめに対処しようとしても罰則等で悪循環やいじめの陰湿化につながるなど、さらに深刻な状況を招きかねない。いじめに対応する学校環境を支援したり、子育てに行政が積極的にかかわったりする中で、原因を明らかにしていき、解決のために何をしなければならないのかを深く考えていく必要がある。</p>	<p>○ ご指摘のとおり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を容認したり、異質な他者を差別したりする大人の振るまいが子どもに影響を与える部分があると認識しています。</p> <p>よって、子どもと身近に接する親、教職員をはじめ地域の大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」という意識を持ち、行動することが大切と考えます。加害、被害児童生徒の背景にある原因を特定し、適切に対処することがいじめの早期解決、未然防止に繋がると考え、児童生徒と関わりを有する時間の確保に学校長をはじめとした組織全体で取り組んでまいります。</p> <p>また、親の悩みに対しては、県教育委員会教育相談部において悩みの解消に向けた支援を行うなど、家庭、地域との連携を図って参ります。</p>
<p>○ いじめの防止等のため県が実施すべき施策</p>	<p>スクールカウンセラーの全校配置は「人的条件整備への財政的配慮に努める」とあるが、確実に実施すべきである。子どもにとっても、教職員にとっても、保護者にとっても必要な人材である。</p> <p>教育には人が必要である。その財政を確保せずにどんなことを掲げても、子どもも教職員も悲鳴を上げるばかりで、ゆとりがなくなり、いじめは防止できない。</p> <p>現場の声を十分に反映することを望んでいる。</p>	<p>○ 全中学校に対するスクールカウンセラーの配置のほか、小・中連携配置など限られた県の財政基盤の中で拡充に努めてまいります。</p> <p>学校現場の意見を真摯に受け止め、教職員、学校、家庭、地域、関係機関等との連携強化により、いじめの未然防止、早期解決に取り組んでまいります。</p>
<p>○ いじめの防止等のため県が実施すべき施策</p>	<p>「いじめ」を未然に防止するための人的、物理的条件整備はどうしていくつもりですか？</p> <p>全国学テ、県の学テに支出予算があれば、各学校へのスクールカウンセラーの配置、常勤等の措置を優先してはどうでしょう。県の本気はその辺から保護者へ伝わるはずですが、安心、安全を傳達だけで担保しようとする傾向にも、子どもたちや保護者の背景である学校現場との極端な温度差を感じるのには私だけではないはずです。</p>	<p>全国・県学力テストでは、現在取り組んでいる学力向上の現状を把握するうえで必要と考えます。</p> <p>一方、学校内で児童生徒に寄り添い安全安心の一翼を担うスクールカウンセラーの配置も重要と考え、いじめ不登校の出現率が高い中学校では全校配置としているほか、小中連携配置等に努めています。</p>

大分県いじめ防止基本方針（概要）

1 策定の趣旨・位置付け

【趣旨】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行を受け国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、大分県におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、県、市町村、学校、地域、家庭、その他の関係者が連携の下、県民総ぐるみでいじめの問題に取り組むことを目的として策定する。

【位置付け】

いじめ防止対策推進法第12条に基づく大分県のいじめ防止基本方針

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 構成及び主な内容

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- (1) いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念
- (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (3) いじめの理解
いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうるもの
- (4) いじめの防止等に関する基本的考え方

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- (1) 県が実施すべき施策
 - ・大分県いじめ対策連絡協議会の設置
 - ・大分県いじめ解決支援チーム等の設置
 - ・基本的施策
- (2) 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策
 - ・いじめの未然防止、早期発見のための措置
 - ・関係機関との連携、重大事態への対処
- (3) 学校が実施すべき施策
 - ・学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・いじめの防止、早期発見、措置、関係機関との連携
 - ・学校におけるいじめの防止等のための組織

第3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

【重大事態】

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立があったときは重大事態が発生したものとして報告・調査

○重大事態の報告

県立学校は、県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）を通じて知事へ報告する。

○調査主体

学校設置者又は学校

○調査を行うための組織

教育委員会又は学校が重大事態と判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うために速やかに専門的知識及び経験を有し利害関係を有しない第三者により構成される調査組織により、公平性・中立性を確保し調査を行う。

○調査の実施

学校の設置者・学校は、たとえ不都合な事実があったとしても事実をしっかり向き合おうとする姿勢で当該調査を行うことが重要

(2) 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

○再調査の実施

- ・ 重大事態の報告を受けた知事は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。
- ・ 再調査を行う機関の構成員は、関係者と利害関係等のない専門的な知識等を有する第三者とし、当該調査の公平性・中立性を図る。

○再調査の結果を踏まえた措置

- ・ 知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、県立学校に対し重大事態への対処又は同種事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。私立学校に対しては、同様に必要な措置を講ずることができるよう適切に対応する。
- ・ 県立学校において再調査により必要な措置を講じた結果を議会に報告する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) 市町村に対する要請

県は、市町村に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のための組織を設置し、必要な措置を講ずるよう要請し、必要な助言又は援助を行う。

(2) 学校法人に対する要請

(3) いじめの防止等のための対策に関する重要事項

県は、基本方針の策定から3年を目途とし、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、必要な措置を講じる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

概 要

1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
 - 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
- ※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

施 行 期 日

平成27年4月1日

各教科等指導の重点事項について



変化の激しいこれからの社会を担う子どもたちに「生きる力」をより一層育むことを目指し、教科等の授業改善が行われています。

大分県教育委員会は、教員一人一人が「目指す子ども像」を設定し、その実現のための具体的方策を明確にした授業力向上の取組を支援するため、本パンフレットを作成しました。

本パンフレットでは、本県が取り組むべき指導上の課題とその解決に向けた授業改善の方策等をまとめています。各学校や各地域の教科部会において、本パンフレットが積極的に活用され、共通認識に立ったよりよい授業づくりが組織的に進められることを期待しています。

平成26年3月

大分県教育委員会

ワンランク上の能力ある授業の創造

指導のすすめ

大分スタンダードに基づく授業展開

①「1時間完結」型授業の徹底 ②板書の構造化、板書とノートと一体化 ③習熟の程度に応じた指導の強化

導入段階

何を教えないといけないのかを事前にリストアップ
「教科書がない場合、自分ならどのような活動を行うか」の発想が大事

矛盾や技能を引き出す場の設定、学習目的の明確化と意欲付けなどが導入における大切なポイントである。

- 学び意欲をもたせる
- 学習課題をもたせる
- 授業のめあてをもたせる



展開段階

【板書】後でノートをどう活用するかを見通して（子どもにとっては参考書）
【説明】一方的な説明だけでは不十分

「自分なりの考えをもつ」活動を育てていく授業を大切にしなければならない。

- 自分なりの考えをもたせる
- 自分で考える、自分で判断する
- 比べる・見通す



終末段階（授業のまとめ方）

何を身につけたかを見取る

1時間の授業の中でやちもするとおそろかになるのが「授業のまとめ」である。子どもたちの学びを見取ることが「力をつけた授業」には欠かすことのできないものである。「わかる授業」、「できる授業」の日常化には「まとめ」が不可欠。

- 解決された課題を再確認する
 - 内容の定着化を図る・・・「ドリル・ワークシート等で類似問題を」
 - 主眼の達成度を明確にする
- まとめる内容：
わかったこと（知識・理解）、できるようになったこと（技能）、工夫したこと（能力）、努力したこと（意欲）

授業とリンクした課題（宿題）

内容の定着を図る宿題を

その日に学習した内容とリンクした課題（宿題）を提示することで、学んだ内容の定着を図られる。

- その日に学んだ内容の定着を図るための課題（宿題）を提供する。
- その日のうちにその日学んだ内容の復習をさせる。
- 家庭での学習習慣の確立を図る。



国語

本県の課題

- ①言語活動を通して主体的に課題を解決する力を高める必要がある。
- ②目的に応じた読み方や多様な語彙を身につけさせる必要がある。
- ③目標に準拠した評価を生かした個に応じた支援を充実する必要がある。

学校の課題

- ①学習の見通しをもち、言葉を大切に主体的に活動に取り組むことができる。
- ②目的に応じて多様な図書資料を効果的に活用し、目的や条件を踏まえて自分の考えを発信することができる。
- ③本時の「めあて」を自覚し、概ね満足できる状況に到達することができる。

具体的方策

- ① **単元を貫く言語活動を設定した課題解決的な展開の授業づくり**
 - 付けたい力を明確にし、その育成に適した「単元を貫く言語活動」を設定する。
 - 学習の見通しをもたせるために児童・生徒の発達の段階に応じて、「単元の学習計画」や言語活動のモデルを示す。
- ② **多様な図書資料等を主体的に活用する授業の推進**
 - 多様な図書資料等を用い、目的に応じた読み方を身につけさせる活動の充実を図る。
 - 情報を活用し、条件に応じて自分の意見や考えを書く活動の充実を図るとともに、考えを深めたり広げたりする「交流」の場を単元の中に効果的に位置づける。
- ③ **「めあて」の設定や指導に生かすことができる「より具体的な評価規準」の設定**
 - 1単位時間の評価規準をより具体化し、それに基づいて「本時のめあて」を児童・生徒に提示する。
 - 具体的な評価規準（目指す子どもの具体的な姿）に基づき、「C 努力を要する状況」の児童・生徒を見極め、「B 概ね満足できる状況」になるよう、効果的な支援を行う。

社会

本県の課題

- ①問題解決的な学習を充実させ、主体的に課題を解決しようとする力を育成する必要がある。
- ②調べたり考えたりしたことを言語などで表現する活動を充実させる必要がある。
- ③児童生徒の学習状況を適切に評価し、その評価を指導に生かす必要がある。

学校の課題

- ①社会的な事象に関心をもち、主体的に課題解決をしようすることができる。
- ②習得した知識、概念や技能を活用して、説明したり、論述したり、考えを深めたりすることができる。
- ③本時のねらいに対し、概ね満足できる状況に到達することができる。

具体的方策

- ① **単元を貫く課題（学習問題）の設定**
 - 児童生徒自らが社会的な事象を見だし、課題（学習問題）を設定し追求する学習を重視した問題解決的な学習を設定する。
- ② **ねらいに沿った言語活動の充実**
 - 調べる活動や、グループで相談したりノートに考えたことを記入したりするなどの活動を設定することで考える時間を保障する。
 - 調べたり考えたりしたことを、根拠を示したり具体例を挙げたりして相手にも分かるように説明し、お互いに伝え合うことで考えを深める活動を工夫する。
- ③ **指導と評価の一体化**
 - 単元の「知識を整理した図」をあらかじめ作成し、「用語などの知識」、社会的な事象などの「調べて身に付ける知識」、社会的な事象の意味や意義の「考えて身に付ける知識」を明らかにする。
 - 単元指導計画を作成する際に、「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」（国立教育政策研究所刊）の第2編「評価規準に盛り込むべき事項等」や、あらかじめ作成した単元の「知識を整理した図」を参考に毎時間の授業の評価の観点を絞る。学習状況を把握した後は、「C 努力を要する状況」と判断した児童生徒への効果的な支援を行う。

算数・数学

本県の課題

- ①見通しや目的意識をもち、既習の算数・数学を活用していく能力を高めていく必要がある。
- ②問題解決の方法や理由、根拠を数学的表現を用いて表現していく能力を高めていく必要がある。
- ③評価規準を適切に設定し、その評価や評価方法を指導に生かしていく必要がある。

学校の課題

- ①見通しや目的意識を持って主体的に算数・数学の学習に取り組むことができる。
- ②事象を数学的に解釈し、方法や理由、（根拠）を数学的表現を用いて説明することができる。
- ③本時のねらいを意識し、おおむね満足できる状況に到達することができる。

具体的方策

- ① **算数・数学的活動の充実**
 - 問題解決に向け、見通しや目的意識を持たせ、振り返らせる活動を位置付ける。
 - 新たな性質や考え方を見いだそうとしたり、具体的な問題や課題を解決しようとする学習活動を行う。
- ② **数学的な表現を用いて、根拠を明確にし、説明し伝え合う活動の重視**
 - 数や図形の性質などを的確に表したり、根拠を明らかにして筋道立てて説明したり、問題解決の手順を説明したりする学習活動を行う。
 - 数学的にどのような表現をすべきかを考えさせ、それらを共有したり質的に高めていく活動を充実させる。
- ③ **ねらい・活動・評価の一体化を図る授業の実践**
 - 実態把握に基づいて単元目標、評価規準を適切に定め、1単位時間のねらいと活動、評価が繋がる学習活動を行う。
 - すべての児童・生徒が「おおむね満足できる状況」になるよう効果的な支援を行う。

理科

本県の課題

- ① 児童生徒が見通しや目的意識をもって主体的に観察・実験を行い、問題解決の能力・科学的に探究する能力を育成するのに十分な時間をかける必要がある。
- ② 観察・実験の結果を整理し考察を言語化し、表現することを一層重視する必要がある。
- ③ 理科で学習することが日常生活や社会に深いかわりがあることを認識させる必要がある。

子どもが

- ① 自然の事物・現象から自ら問題を見だし、見通しをもって問題を解決することができる。
- ② 観察・実験の結果に基づき、事実を根拠に論理的な思考をすることができる。
- ③ 理科を学ぶ意義を実感し、様々な課題に自律的に対応することができる。

具体的方策

- ① **系統を意識した主体的な問題解決を成立させる授業**
 - 小学校と中学校での学習内容の系統性を図り、接続を意識した学習活動を行う。
 - 児童生徒の学習の状況を十分に把握し、学習活動を展開する。
- ② **観察・実験の結果を整理し、論理的な考察の充実**
 - 比較、関係付け、条件制御、推論、分析や解釈などの能力を使いこなす学習活動を行う。
 - 表、グラフ、図、モデルなどを用いて説明する学習活動を意図的、計画的に行う。
- ③ **実際の自然や生活、社会との関連を図った学習活動の充実**
 - 科学技術の発展が、社会の利便性や安全性などと深くかかわっていることを認識する学習活動を行う。
 - 利便性や快適性を求めるだけでなく、持続可能な社会をつかっていくことが重要であることを認識する学習活動を行う。

生活

本県の課題

- ① 気付きの質を高める指導を充実させる必要がある。
- ② 生活科を中心とした幼保小連携を推進する必要がある。
- ③ 2年間で内容（１）～（９）を確実に実施する必要がある。

子どもが

- ① 自ら学び、自ら考え、主体的に学習することができる。
- ② 自分のよさや可能性に気付き、前向きに生活することができる。
- ③ 自分自身や自分の生活について考え、自らの思いや願いを実現することができる。

具体的方策

- ① **気付きの質を高めるための工夫**
 - 物や人とのかわりを深められるように、体験活動と表現活動を関連づけた単元計画を構成する。
 - 児童にとって必要感のある体験活動や多様な表現活動（言葉、絵、動作、劇化等）を設定する。
- ② **幼保小連携の推進**
 - ねらいを明確に位置づけた「互恵性」のある幼児との交流活動を計画的・継続的に行う。
 - 生活科の単元に位置づけたスタートカリキュラムを実施して、幼児教育の成果を生かした学習活動を行う。
- ③ **9つの内容の確実な取り扱い**
 - 内容（７）動植物の飼育栽培の取り扱いは、動物や植物との関わりが深まるように継続的な飼育・栽培を行い、2学年にわたって動物の飼育と植物の栽培の両方を確実に取り扱う。
 - 2年間を見通した計画の中で、学習の対象にじっくりと関われるように内容の配列を工夫し、単元を構成する。

音楽

本県の課題

- ① 曲想と要素の働きを関わらせて感受したことを相手に伝える音楽科における言語活動を充実する必要がある。
- ② 思いや意図を音楽表現させるための手立てを充実する必要がある。
- ③ 目標に準拠した評価を生かした個に応じた支援を充実する必要がある。

子どもが

- ① 音楽を形づくっている要素を知覚・感受し、思考・判断したことを友だちと言葉等で伝え合い、考えを深めることができる。
- ② 感受したことを基に、音楽表現を思考判断しながら工夫することができる。
- ③ 授業の課題を理解し、主体的に学習活動に取り組むことができる。

具体的方策

- ① **音楽を形づくっている要素を支えとし、思考・判断の過程や結果を言語等で表す学習活動の工夫**
 - 要素の働きを感受し、楽曲の特徴にふさわしい表現で歌う・楽器を演奏するためにどのように表すかやどのように音楽をつくるかについて考え、いろいろと試したり、言葉で伝えたりする音楽活動の工夫をする。
 - 音楽を聴いて解釈し、その音楽のよさや価値などについて、音楽の特徴や作曲家・演奏者の表現の特徴を、文化的・歴史的背景などと関わらせた自分の考え（思いや意図）を相手に伝える等、音楽活動の工夫をする。
- ② **楽曲に対する思いや意図を音楽表現につなげるための学習活動の工夫**
 - 歌う・楽器を演奏する、音楽をつくるために必要な（発声・発音や奏法、身体の使い方、課題に沿った音の組み合わせ方、記譜などの）技能を習得する。
 - 感受したことを基に、試行錯誤しながら言語活動を通して深めた思いや意図を音楽表現する場の設定する。
- ③ **ねらい・学習活動・評価の一体化を図る授業の実践**
 - 学習指導要領の指導事項を踏まえた適切なねらいを設定する。（評価規準を設定する際には、「評価規準の作成のための参考資料」を活用するなどして、ねらい・学習活動との整合を十分に図る。）
 - 評価基準に基づき、「C 努力を要する状況」と判断した児童生徒への効果的な支援を行う。

図画工作・美術

本県の課題

- ① 発想や構想、創造的な技能、鑑賞の能力の育成につながる【共通事項】の視点を授業に設定する。
- ② 指導者が「ねらい」を明確にした指導を行い、児童生徒の変容を重視した評価を実施する。
- ③ 生活の中にある形や色彩、材料などから様々な印象や感情、イメージなどを豊かに感じ取る能力を育成する。

学校の課題

- ① 共通事項を意識しながら主体的に表現及び鑑賞に取り組むことができる。
- ② 授業の題材を自分の題材としてとらえ、表したいことや感じ取ったことを表現することができる。
- ③ 普段の生活の中に美しさや、楽しさを感じ取り、心豊かに生きることができる。

具体的方策

- ① **指導計画に【共通事項】を設定した、児童生徒の発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力の育成**
 - 形や色彩、イメージなどに重点を置いて指導し、児童生徒の豊かな表現力及び鑑賞力を育成する。
 - 感じ取った形や色、イメージなどについて交流する場面を設定し、一人一人の見方や感じ方を深める。
- ② **児童生徒の課題を把握し、「ねらい」を明確にした指導による、児童生徒の変容を重視した評価の実施**
 - 「ねらい」を明確にした指導の過程で変容していく児童生徒の姿を評価し、題材への意欲を高めさせる。
 - 指導過程で変容していく児童生徒の実態をとらえ、授業に活用するための評価方法を工夫する。
- ③ **日常生活と授業が深く関連しあい、造形や美術の働きを意識して理解しようとする態度や能力の育成**
 - 表現及び鑑賞の時間を関連させ、児童生徒の創造活動が深まるように教育課程を工夫する。
 - 生活の中で、形の優しさや、色の楽しさ、木の温かさ、光の柔らかさなどを感じ取らせる。

体育、保健体育

本県の課題

- ① 各領域（種目）のバランスのとれた指導や、「技能」「態度」「思考・判断」（「知識」）を身に付ける指導と評価を行う。
- ② 運動の楽しさや喜びを味わわせ、運動の習慣化や体力向上につながる指導する必要がある。
- ③ 保健教育の重要性を踏まえ、自らの健康を管理し改善していく資質や能力を育成する指導する必要がある。

学校の課題

- ① 体育・保健体育が好き。
- ② 授業で学んだことを授業以外で生かすことができる。日常生活において積極的に運動・スポーツに取り組むことができる。
- ③ 自分の健康や安全について関心を持ち、実践的（科学的）な思考と正しい判断に基づいて健康の保持・増進に取り組むことができる。

具体的方策

- ① **運動に親しむ資質や能力の育成**
 - 系統性のある指導計画を立て、指導内容と評価規準を明確にした単元計画を作成する。
 - 習得したことを活用できる場面を毎時間設定する。
 - 児童生徒が「わかる」「できる」「たのしい」を実感する指導を工夫する。
- ② **体力の向上**
 - 体を動かす楽しさや心地よさを味わえるよう「体づくり運動」の充実を図る。
 - 関連して高まる体力を意識させながら、各運動領域の特性に触れる指導を工夫する。
 - 授業で学んだことを日常生活に生かしたくなる指導を工夫する。
- ③ **健康の保持増進**
 - 児童生徒の興味・関心や意欲などを高める学習を工夫する。
 - 知識を習得する学習活動を重視するとともに、習得した知識を活用する学習場面を設定し、思考力・判断力を育成していくよう指導を工夫する。

家庭、技術・家庭

本県の課題

- ① 授業で学んだ知識や技能（技術）を、生活の中で活用できるようにする。
- ② 実践的・体験的な学習活動を充実させるための指導と評価の一体化を図る。

学校の課題

- ① 自らの生活に関心を持ち、自立につながる知識や技能（技術）が身に付いている。
- ② 生活を工夫し創造する能力と実践しようとする意欲的な態度が身に付いている。

具体的方策

- ① **日常生活との関連を図った問題解決的な学習の充実**
 - 実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能（技術）の確実な定着を図るようにする。
 - 学習指導の展開の中に、児童生徒の実際の生活を意図的に取り込むなど、日常生活に関連のある学習場面で、児童生徒自身が主体的に知識や技能（技術）を生かし、自分の考えを働かせながら工夫する経験を繰り返すようにする。
- ② **「生活を創意工夫する能力」（家庭）、「生活を工夫し創造する能力」（技術・家庭）を育成する指導と評価の工夫**
 - 指導計画の立案の段階から評価計画を組み込み、学習のねらい・評価規準・評価方法を明記した「指導と評価の計画」を作成し、評価を学習指導に生かすようにする。
 - 「自分なりに工夫した過程」が表れる評価場面の設定、計画表や記録表などの記入欄の工夫など、言語を中心とした表現活動を通して、児童生徒が考えた過程を把握できるようにする。

外国語活動・外国語

本県の課題

- ① 基礎的・基本的な事項を確実に定着させる必要がある。
- ② 本時のねらいに即した言語活動を設定し、児童生徒のコミュニケーションへの意欲を高める必要がある。
- ③ 付けたい力を明確にし、見通しをもった単元指導計画のもと、適切な指導と評価を行う必要がある。

めざす子ども像

- ① 基本的な語彙や表現を身に付け、適切に用いることができる。
- ② 習得した表現を活用して自分の思いや考えを積極的に伝えることができる。
- ③ 本時のねらいを意識し、意欲的に活動に取り組むことができる。

具体的方策

- ① **基礎的・基本的な事項を確実に定着させる指導の工夫**
 - 児童生徒の実態を把握し、個に応じた支援を充実する。
 - 学習した語彙や表現を定着させるために、繰り返し使う機会を設けたり、定期的に戻ったりするなどのスパイラルな学習を行う。
- ② **単元目標を達成するための言語活動の充実**
 - 児童生徒の興味・関心、ねらいに応じた題材の設定や学習者中心の活動の展開を工夫し、児童生徒が外国語にふれる機会を充実する。
 - 中学校においては4技能を総合的に育成する指導を充実する。
- ③ **付けたい力を明らかにした指導と評価の改善**
 - 付けたい力を明確にした単元目標を設定し、ねらいを達成するための指導内容や、評価の方法を工夫する。
 - 単元目標、児童生徒の実態等を踏まえて「本時のねらい」、「学習活動」、「評価」の整合性を図った授業を展開する。

道徳教育（道徳の時間）

本県の課題

- ① 全教職員で道徳教育を推進する体制を整備する必要がある。
- ② 学習指導要領の内容を確実に反映した道徳授業を実施する必要がある。
- ③ 児童生徒の発達段階に応じた多様な道徳授業を実施する必要がある。

めざす学校像 めざす子ども像

- めざす学校像**
 - ① 全教職員が道徳教育に対して共通の課題意識を持ち、学校全体で道徳教育を実施する。
- めざす子ども像**
 - ① 自分とのかかわりで道徳的価値をとらえ、自己や未来に夢や希望を持つことができる。
 - ② 自分だけでなく、他者（人・もの・自然等）とよりよく生きようとする道徳的実践力を高めることができる。

具体的方策

- ① **道徳教育推進教師を中心とした組織的な指導体制を確立し、教育活動全体をととした道徳教育の実施**
 - 道徳教育推進教師を中心として、全教職員で参画、協力のもと教育活動全体で道徳教育に取り組む。
 - 各教科・総合的な学習、特別活動等の特質を生かした指導のもとに、日常生活指導をととして道徳性を育む。
- ② **道徳的価値の自覚を深める道徳の時間の指導**
 - 学習指導要領解説に示されている全ての内容項目の指導を行い、児童生徒の発達段階に応じて指導を実施する。
 - 体験活動を生かしたり、地域人材を活用したり、魅力的な教材を開発したりするなど、発達段階に応じた多様な指導を実施する。
 - 各教科等における道徳教育を補充、深化、統合し、計画的、発展的な指導をする。

総合的な学習の時間

本県の課題

- ① 問題解決的な活動が発展的に繰り返されるような探究的なスパイラルを取り入れた指導の充実が必要である。
- ② 体験したことや収集した情報を基に話し合ったり、整理・分析したりする活動を充実させる必要がある。

めざす子ども像

- ① 自ら課題を見つけ、考えたことを、目的や条件に応じて話したり書いたりして積極的に伝え合うことができる。
- ② 友達と一緒に活動したり話し合ったりしながら、多様な視点で意見交換を行うことで自己を振り返り、自分の考えや意見を再構築できる。

具体的方策

- ① **探究的な学習を充実させる指導計画の工夫**
 - 探究的な学習の過程（「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」）が発展的に繰り返されていく学習活動を重視する。
 - 多様な方法で収集した情報を、種類ごとに分類したり、細分化して因果関係を導き出したり、批判的・複眼的な視点で分析したりして、思考する活動へと高める。その際、各教科等での学習成果が生かされるようにする。
- ② **互いの考えを深めるための協同的な学習の充実**
 - 体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置づけるとともに、互いに学び合う活動や地域の人との意見交換や交流活動など、他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視する。
 - 主張点を明確にしてまとめたり、話し手・聞き手が共に主体的に関わり合い学習成果を共有したりできるようにする。
- ③ **適切な計画を確実に実施していくための指導体制の整備**
 - 校内組織、年間授業時数確保、弾力的授業時数運用、学習空間・学校図書館・情報環境、小中の連携、外部との連携構築等の校内指導体制を組織的に整備する。

特別活動

本県の課題

- ①各学校における特別活動のねらいを明確にする必要がある。
- ②各活動で評価規準を位置づけた全体計画、年間指導計画を作成する必要がある。
- ③言語活動の充実等を踏まえた指導の工夫が必要である。

子ども目線

- ①自己の活動を振り返り、自らの成長に気づくことができる。
- ②自信が深まり、学習意欲が向上する。
- ③気づいたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりすることができる。

具体的方策

- ① **指導と評価の一体化**
 - 身に付けさせたい資質や能力を明確にした指導計画を作成する。
 - 各活動・学校行事においては具体的な評価規準を位置づけた活動計画を作成する。
- ② **活動の過程における評価とともに、活動後の評価の充実を図り、児童生徒の学習意欲の向上に生かすとともに、指導の改善につなげる。**
 - 児童生徒に集団活動や自己の活動を振り返らせ自らの実践のよさに気づかせ、自信を深めさせる。
 - 集団の発達や変容についても評価を行い、その結果を適切に指導に生かす。

特別支援教育

本県の課題

- ①学習指導要領（各教科等の目標・内容）に即した実態把握を行う。
- ②実態に応じた指導目標の設定する必要がある。
- ③各障がいに応じた指導方法（合理的配慮の提供）を実施する必要がある。

子ども目線

- ①授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持つ子ども
 - ②充実した学習時間を過ごし、生きる力を身に付ける子ども
 - ③多様性を尊重する心を育むことができる子ども
- *障がいや学習面・行動面で著しい困りのある子どもを含めた全ての児童生徒が対象

具体的方策

- ① **子どもに関する情報収集**
 - 幼稚園・小学校・中学校等の教育機関や医療・福祉等関係機関との連携
 - 行動場面の観察（巡回相談、福祉サービス等の複数の視点活用）
- ② **指導計画作成段階における妥当性の検証**
 - 学習指導要領で示された目標と内容に基づいた各教科等の指導計画作成（該当学年、下学年、知的障がい特別支援学校の各教科、自立活動の目標設定と選択）
 - 各教科等の目標達成に有効な指導形態等の選択（自立活動の特設、教科別の指導、各教科等を合わせた指導の実施有無を選択）
- ③ **個々の能力を最大限に伸長するための合理的配慮の提供**
 - 「特別支援学級及び通級指導教室経営の手引き（改訂版）」「同（実践編）」を参考活用
 - 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成

図書館教育

本県の課題

- ①親しみやすく、活用しやすい図書館づくりを進める必要がある。
- ②情報活用能力の育成及び各教科等の言語活動の一層の充実を目指し、図書館を活用した授業を計画的に実施する必要がある。
- ③図書館教育を学校全体で組織的、計画的に推進する必要がある。

子ども目線

- ①本に親しみをもち、望ましい読書習慣を身に付けることができる。
- ②図書資料等を使って調べる技能と態度を身に付けることができる。

具体的方策

- ① **読書センター、学習情報センターの機能を併せ持つ図書館環境整備**
 - 親しみやすい雰囲気、必要な図書を素早く探せる図書館環境をつくる。
 - 図書館で授業ができるスペースを確保するとともに、学校司書等と連携し公共図書館等も活用して、授業に必要な図書資料を準備する。
- ② **図書館教育全体計画の作成および教科等の年間指導計画への位置づけ**
 - 一斉読書の実施等、読書時間を確保するとともに、読書に親しませる指導を工夫する。
 - ねらい（情報活用スキルの育成・課題解決的な展開の単元における活用・興味関心の高揚等）を明確にした図書館活用授業を各教科等の年間指導計画に位置づける。
- ③ **各学校における図書館教育のPDCAサイクルの確立**
 - 校長のリーダーシップの下、図書館教育の指導の重点を明確化し、重点的取組を共通理解して、学校全体で実践する。
 - 学期毎の重点的取組の評価に基づいて、司書教諭等が中心となって改善策を策定し、組織的、継続的な指導の改善を図る。

幼児教育

本県の課題

- ①人とかかわる力や言葉による伝え合いの力など、小学校以降の生活や学習の基盤となる力を育成する必要がある
- ②小学校教育への円滑な接続のため、カリキュラムの編成・実施を充実させる必要がある。

子どもが

- ①身近な人に親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つことができる。
- ②自分の思いを素直に話したり、他の幼児や教師の話の聞いたりすることができる。
- ③創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を身に付けることができる。

具体的方策

- ① **幼児が人とかかわる経験を積み重ねる体験の充実**
 - 幼児が自分の力でやり遂げた充実感や満足感が得られるよう、行動を温かく見守り、個に応じた適切な支援を行う。
 - 他の幼児と試行錯誤しながら活動する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにする。
- ② **幼児が伝え合うことの楽しさや喜びを味わう体験の充実**
 - 自分の経験したことや考えたことを自由に話すことができる場をつくる。
 - 園での生活や遊びにつながるように絵本や物語などの読み聞かせを充実させる。
- ③ **幼児教育から小学校教育への学びの連続性を意識した教育**
 - 年長児後期では、アプローチカリキュラムを実施して小学校生活にむけて円滑な接続ができるようにする。
 - ねらいを明確に位置付けた「互恵性」のある小学校との交流活動を計画的・継続的に行う。

大分スタンダード（3つの授業改善）

- ① 「1時間完結」型授業の徹底
- ② 板書の構造化、板書とノートの一体化
- ③ 習熟の程度に応じた指導の強化

このパンフレットについての問合せ先

大分県教育庁 義務教育課 義務教育指導班
TEL：097-506-5533 FAX：097-506-1795

ホームページ掲載先

大分県教育委員会>義務教育課>学校教育>小・中学校教育>
教育課程の編成・実施>新教育課程>各教科等指導の重点事項について



教委義第2073号

平成26年2月27日

各市町村教育委員会教育長 殿

大分県教育委員会教育



「私たちの道徳」の配布について（通知）

上記のことについて、文部科学省初等中等教育局長から、別添（写）のとおり通知がありました。

「私たちの道徳」は、「心のノート」を全面改訂したものであり、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることをねらいとして作成された道徳教育用教材です。

「私たちの道徳」の活用にあたっては、「道徳の時間」の授業だけではなく、学校の教育活動全体を通じて、家庭や地域においても活用することが期待されています。また、学習指導要領に示す道徳の内容項目ごとに「読み物部分」と「書き込み部分」とで構成されているため、「道徳の時間」等における効果的な活用が期待できます。特に、児童生徒の発達の段階を踏まえ、先人等の名言、偉人や著名人の生き方に関する内容が多く取り上げられており、いじめ問題への対応や我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容などの充実が図られています。

つきましては、管内の各小・中学校において「私たちの道徳」が対象児童生徒に確実に配布され、その趣旨を踏まえた効果的な活用がなされるよう指導をお願いします。

大分県教育庁義務教育課義務教育指導班

担当者 木村 睦 男

TEL 097-506-5533

FAX 097-506-1795

E-MAIL kimura-mutsuo@pref.oita.lg.jp

道徳教育の抜本的改善・充実

(新規)

平成26年度予定額：1,439百万円

【背景】

- いじめ問題への根本的な解決に向けて子供の豊かな人間性を育む道徳教育の抜本的な充実が必要(平成25年2月26日 教育再生実行会議(第一次提言))
- 新たな枠組みによる道徳の教科化をはじめ、道徳教育の充実に向け、「道徳教育の充実に関する懇談会」から文部科学大臣に報告書を提出(平成25年12月26日)

【現状】

- 道徳教育については、学校間・教員間で取組の格差が大きい状況。道徳教育を実施する上での課題として、指導の効果の把握が困難、効果的な指導方法が分からない、適切な教材の入手が難しいなどが指摘されている。

教材の充実・効果的な指導方法の普及

新「心のノート」活用推進事業

6億円

新「心のノート」(平成25年度全面改訂・名称は「私たちの道徳」)を全国の小・中学生(小1・小3・小5・中1)に配布するとともに、効果的な活用を普及するため教師用の指導資料を作成・配布

求められる道徳教育の実現に向けた教員の指導力向上

道徳教育パワーアップ研究協議会

1億円

特に指導が難しいとされる小学校高学年や中学校における指導方法の研究開発や効果的な指導方法等の共有などを通じて、教員の指導力の抜本的な向上を図ることを目的として、教育委員会担当者、学校の管理職、道徳教育推進教師を主な対象とする研究協議会を各都道府県で開催

地域に根ざした創意工夫ある道徳教育の支援

道徳教育地域支援事業

7億円

各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、外部講師の活用や地域教材の作成、家庭・地域との連携などの自治体の取組を支援

よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進

キミばあちゃんの椿

「こんにちは、キミばあちゃん。」

裕介たちの学校では学期に一回、近くの一人暮らしの老人を訪問している。キミばあちゃんは今年七十八歳。長い間、大学で国文学を教えていたそうだ。大学の先生というと、気難しそうに思われがちだけど、とても気さくで話好きである。

「よう来てくれたね。美紀ちゃん、佐織ちゃん、順ちゃん。あれ、裕ちゃんはいないのかい。」

訪問も三年目になって、キミばあちゃんを訪問して元気付けるというよりも、キミばあちゃんが裕介たちの相談相手になってくれている。

「裕介ね、また入院したんだ。しばらくかかるらしい。昨日帰ってみたんだけど、あいつあんまりしゃべらなくて黙っているのも気詰まりで、せつかく行っただけどすぐに病室を出てしまったんだ。……どうしたらいいのかなあ。」

順平が助けを求めるようにキミばあちゃんの方を見た。キミばあちゃんもすぐに順平の気持ちを察したようだ。

「難しいなあ、順ちゃん。でも心配している順ちゃんの気持ちは裕ちゃんにも分かるよ。」

それから四か月がたち、最後の訪問日となって、四人はそろってキミばあちゃんの家に行った。

キミばあちゃんは、みんなの顔を見るなり、すぐに裕介に調子はどうかと尋ねた。

「こころこはまあまあなんですけど。すぐに具合悪くなっちゃうんで……。」

と、裕介は寂しそうに答えた。

「裕ちゃん、一人で悩むと落ち込むよ。裕ちゃんには心配してくれる友達もいるんだからね。」

と、キミばあちゃんは、裕介の背中をポンとたたいた。美紀も佐織もそうだとさうたと言うようにならずいた。

「うん。元気になれるっていつも自分に言い聞かせているんだけど。時々ね、……苦しくなるんだ。」

「苦しくなるって。」

「ずっと一生こんなふう病院を出たり入ったりするのかな、と思うと……。」

キミばあちゃんは、裕介の肩に手を置いて座らせ、優しい目で次の言葉を促した。

「親にも心配や迷惑ばかりかけて心苦しいし、何のために生きてるのかな、生きていても仕方がないのじゃないかと思ったりすることもあるんです。」

いつもは感情をあまり表に出さない裕介の声に、震えているのに気付いた順平は、驚いて裕介のそばに寄った。

「そうかい。」

キミばあちゃんは穏やかに言うと、立ち上がった。

隣の部屋から何冊かの本を手に戻ってくると、一冊を開いて裕介の前に置いた。そのページには、しおりが挟んであった。

「裕ちゃん、この本には、『広瀬淡窓』という人のことが書いてある。七十五歳まで生きたんだけれども、とても病弱だった人なんだよ。その淡窓が二十三歳のときに倉重溱という医師に宛てた手紙と、その後のいきどろが書いてあるから読んでごらん。」

裕介は本を手を取った。

広瀬淡窓
江戸時代の儒学者、漢学
家、教育者、私塾(電音
園(ひだりまへん))の創設者
を
行
った。

かけがえのない自他の生命を尊重して

「生来、多病の私ですが、今最も憂えているのは、何を目標に生きていけばよいかということです。幼いときから勉強に励んできたことを生かして身を立てる以外にないように思うのです。そうするならば、どこかの塾に仕官するか、都へ出て自分で塾を開くかだと思つたのです。しかし、病気が私の私には務まりません。この日田で教師となることも考えましたが、この地で儒者として成功した人はいません。私も数年来、生徒を集めて教えていますが、とても生計を立てられるほどには人は集まりません。医師になることも考えたのですが、長い修行も必要ですし、だからといって農工商売もたやすいことではありません。どうすればよいのか悩んでいます。どうぞ解決の良い方法を教えてください。」

仕官する
役人になること。武士
大名などに仕えること。
儒者
儒教を信仰する、また教える者。

ところがなかなか返事が来ないので、待ちきれなくて淡窓は會重に会いに出掛けて行つた。「確かに手紙は読んだ。趣旨はともかく、同じことをくどくど繰り返して、愚痴や恨み言ばかり並べて見苦しい。君の行くべき道はただ一つしかなく迷いようがないではないか。君の得意な分野で生きていくことだ。教師では食えないと言つたが、それはまだ真剣に教えていないからだ。私の見るところでは、まだ工夫や努力が足りない。不健康を理由に、だらだらした生活を送るならば、父母への最大の不孝だ。迷うことなく、ただ一筋に教師の道を進むべきである。」

會重のこの言葉で、淡窓はこれまでの判断しかねていた気持ちを吹切つて塾に専念することにした。

裕介は、ここまで読んで顔を上げた。キミばあちゃんが湯飲みを両手に包み込むように持つてこちらを向いている。順平は少し心配そうな顔付きで見ている。裕介は、広瀬淡窓はこの後どうしたのだろうかという思いが湧き上がってきた。そして病氣はどうなったんだろうという思いも消えなかった。「淡窓は、江戸時代に今の大分県の日田に『咸宜園』という塾を開いたんだよ。『咸宜』というのは『み

なよろし』という意味でね。身分に関わらず、みんな勉強しに来なさいということなんだ。日本中から塾生が集まつてきたんだよ。

淡窓の病弱は治つたわけではない。いつも体中のあちこちに痛みがあつて、そのために何か月も寝込んだんだよ。なかなか辛抱できないような痛みも耐えて、懸命に頑張つたんだ。まあ、言つてみれば、病氣をすればするほど少々の困難にはびくともしない精神的な強さを身に付けたんだろうね。自分だけが何でという思いもあつたとは思つけど、それを何かのせいにはせず、前へ進もうとしたのが広瀬淡窓なんだよ。

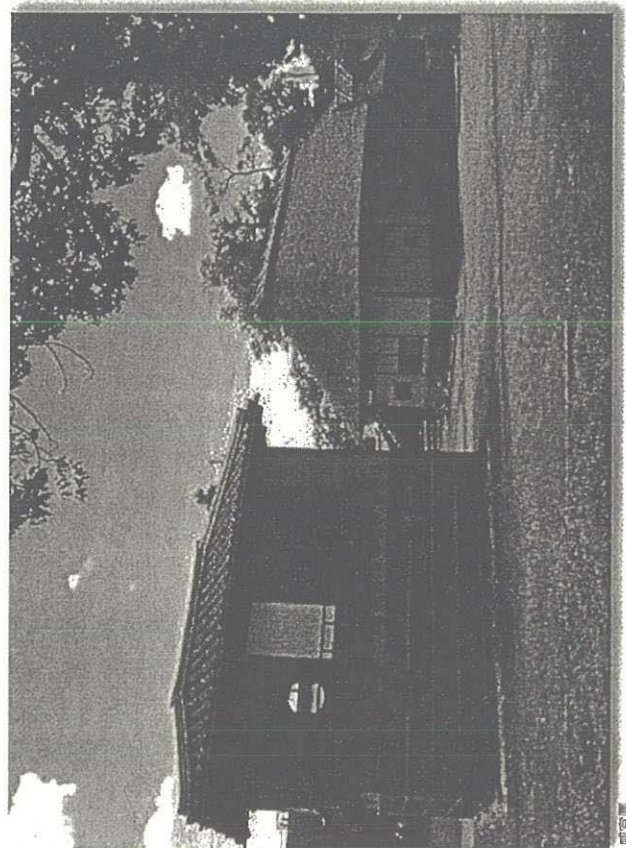
あれあれ、ちよつとお説教臭くなつたかねえ。それなら、一つ面白いものを見せよう。淡窓のチャレンジだよ。」

キミばあちゃんは、黒と白の丸がずらつと並んだゴビ―用紙をみんなに配つた。右上に万善簿と書いてある。

「まんせんぼ。」

四人が一斉に声を上げた。

「そう、『万善簿』と言つてね。淡窓が、今日から一万



咸宜園

かけがえのない自他の生命を尊重して

個の良いことをしようと付けた帳面なんだ。良いことをしたときは白丸。悪いことをしたときは黒丸。例えば、生き物を大事にしたというときは白丸。体に悪いことをしたときは黒丸。毎日帳面に付けて、白丸と黒丸を計算して、今日は白丸がいくつ残ったというように付けるんだ。私が一番好きなのは、黒丸が十個も書いているところ。何をこんなに悪いことをしたのかと思つてみると、『権藤生 死す』とある。権藤さんという塾生が亡くなったんだね。そして、『介抱不行き届き』と書いてあるんだよ。自分の所に来ている塾生が死んだからといって、これだけの黒丸を連ねているんだよ。気になつて、帳面の少し前を見ると、今日は権藤生を見舞つた。白丸一つ。今日は権藤生を見舞つつもりだったが行けなかった。黒丸一つと書いてあるんだよ。自分が病人なのにね。それでも、権藤さんが亡くなったときには、黒丸をいくつも連ねずにはいらなかったんだね。人柄が分かるね。」



万善簿

「すごい人がいたんだね。とつても僕は太瀬淡窓とかいう人のようになれないだろうけど……。甘かつたんだね。キミはあちゃん、ありがとう。」

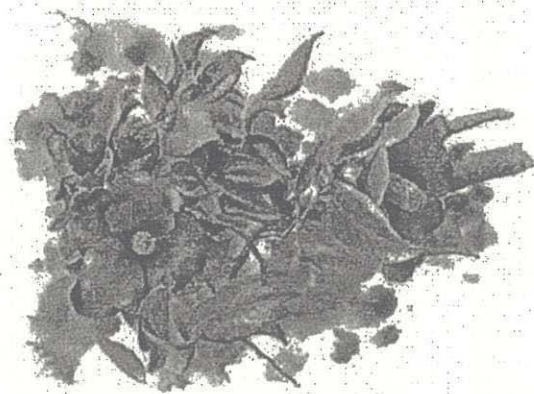
裕介は、キミはあちゃんの手を取つてぐつと嚙り締めた。

「裕介 僕らも万善簿、いや、百善簿くらいやつてみるか。」

美紀と佐織は、私たちもやつてみようと言ひ出した。そして、庭を指差した。「庭の椿がきれいだね。美しいものを楽しみと思う、この気持ちに白丸一個。」と、すまして言うよ、キミはあちゃんは、窓を開けた。

「きれいだらう。あの椿。あれはね、冬の寒い中でもきれいな花を咲かせる。そして、椿は最後の最後まで生ききる。だから私は好きなんだよ。あんなふうに生きたいと思つているよ。そうそう五所平之助さんという人が詠んでいる句があつてね。『生きることは一と筋がよし寒椿』、いいねえ。」

五所平之助 詠紀の図説鑑賞 巻六




● 感じたこと、考えたこと。

かけがえのない自他の生命を尊重して

社会で生きる一人として 守らなくてはならないこと

ひびのおしえ(ひびのし)

ひとをころすべからず
けものをおこくとりあつかい
むしけらをむえきに
ころすべからず
ぬすみすべからず
いつわるべからず
うそをついてひとの
しやまをすべからず



福澤諭吉
(一八三五—一九〇一)
思想家、教育者。
「ひびのおしえ」は、福澤諭吉が自分の子供たちのために示した教訓集。

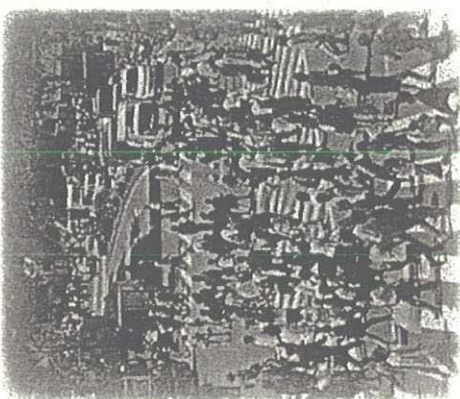
人が人として社会の中で生きていく上で、守らなければならない法やきまりがあります。

集団や社会は、様々な立場でいろいろな考え方をもった一人一人が集まっています。

だからこそ、「おたがいに法やきまりを守る」、「してはならないことはしない」などのことが大切なのです。

話し合ってみよう 人として「してはならないこと」

みんなが人として守らなければならないことを考えてみましょう。



人として守るべきこととして、他にどのようなものがありますか。

また、なぜこれらを守らなければならないのが、話し合ってみましょう。

みんなを守りません

- 暴力をふるうことはいいません
- 弱い者いじめをすることはいいません
- 人の物をとることはいいません
- ひきよつなことをしてはいけません
- 人を傷つけることをしてはいけません

saying

この人のひと言

われわれの歴史の中にわれわれの未来の秘密がかくされている。

岡倉天心

■おかくらてんしん (1863~1913)
思想家、美術史家。「茶の本」「東洋の理想」など。

千年の間身にしみこんだ伝統は、
個人のおもわくなくなかでは消えないものだ。

白洲正子

■しらすまさこ (1910~1998)
随筆家。「西行」「かくれ里」など。

日本人に日本をもっと知ってもらいたいと思います。
知らないことは、過度のうぬぼれや卑下を生みます。
世界を指すには、
まず日本を、そして己れを知ることではないでしょうか。

野村萬斎

■のむらまんさい (1966~)
狂言師。「MANSAI◎解体新書」など。

●あなたの見付けた言葉、考えたこと。

column

人物探訪

法隆寺は世界最古の木造建築です。法隆寺が千三百年の歳月を経て今なお健在な姿で建っているのは、法隆寺を解体・修理する「宮大工」の技が途絶えることなく伝承されてきたことが理由の一つです。

西岡常一棟梁は、法隆寺の建物の修理や解体に携わる宮大工の家に生まれ、「最後の宮大工」と呼ばれました。

西岡棟梁は「法隆寺の大修理」というものは私を鍛え上げた先生です。自然のいのちを殺さずに人間の知恵でもて組み上げている」と語っています。

昭和の大修理は、昭和九(一九三四)年から五重塔と金堂をそれぞれ十年ずつ、計二十年かけて行われました。創建以来初めての解体修理でした。棟梁は言います。

「それもまだ建っているといふんやないでござ。五重塔の軒を見られたらわかりますけど、きちんと一直線になっていますのや。千三百年たってもその姿

に乱れがないんです。おんぼろになつて建っているといふんやないですからな。」

その理由として抜かすことができないのは「槽」です。杉の寿命は一千年、松は六百年くらいなのに対して、槽は千五百年から三千年あるそうです。

「しかもこれらの千年過ぎた木がまだ生きています。塔の瓦をはずして下の土を陰干しますと、しだいに屋根の反りが戻ってきますし、釘をかければ今でも品のいい檜の香りがしますのや。これが檜の命の長さです。」

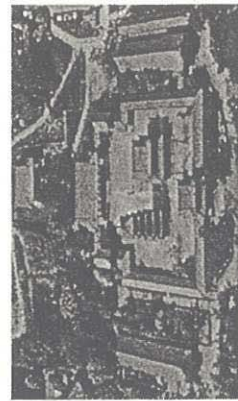
棟梁は、「木の文化は、自然を守る文化からしか生まれなない。木を生かすには、自然を生かさねばならず、自然を生かすには、自然の中で生きようとする人間の心がなくてはならない。その心とは、永遠なるものへの思いでもある」と語っています。そこには、自然との調和を重んじ、自然から学び、自然とともに生きてきた日本人の精神と伝統が受け継がれています。



木を生かすには、
自然を生かさねばならず、
自然を生かすには、
自然の中で生きようとする
人間の心がなくてはならない。
西岡常一

●奈良県出身。宮大工。法隆寺宮大工の家に生まれ、高校卒業後、宮大工となり法隆寺の修理工事に参加。昭和9(1934)年には棟梁となった。●戦後、法隆寺文化財保存事務所技師代理として法隆寺の解体修理工事に携わる。法輪寺三重塔、薬師寺金堂、西塔、建明寺天満宮などの復元を行い、途絶えていた道具を復活させるなど、寺院建設の技術を後世に受け継いでいる。

西岡常一(にしおかかねかず)1908~1995



法隆寺

saying

この人のひと言

自己形成がある程度まで進んだら、比較的大きな集団に加わり、他人のために生き、我が身のことを忘れるほど、これが自分の義務だと感じた活動に身を置いていするのが望ましい。人間は、そうやって初めて自分自身を知ることができる。

ゲーテ

■ヨハン・ヴォルフガング・フォン・ゲーテ (1749~1832)
ドイツの詩人、劇作家、小説家。「若きワエルテルの悩み」「ファウスト」など。

人間の器は、その人間が進んで引き受ける責任の重さによって測ることができる。

エマソン

■ラルフ・ワルド・エマソン (1803~1882)
米国の思想家、詩人。

人間は、自分の置かれた、その中で最善を尽くすほかないでしょう。

小津安二郎

■おっややすじろう (1903~1963)
映画監督。「東京物語」「晩春」など。

●あなたが見付けた言葉、考えたこと。

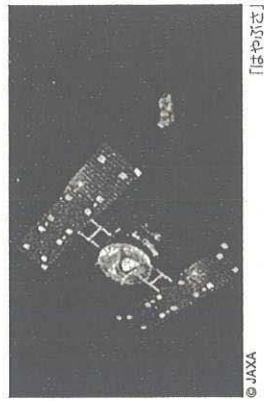
column

はやぶさプロジェクト

平成二十二(二〇一〇)年六月十三日、地球を出発してから七年約六十億キロメートルを旅した「はやぶさ」から放たれたカプセルが地球に着陸しました。「はやぶさ」の目的は、小惑星「イトカワ」に到着し、サンプルを採取し、地球に持ち帰ること。世界初の挑戦でした。プロジェクトが始まったのは平成八(一九九六)年。宇宙科学研究所(現宇宙航空研究開発機構)の川口淳一郎教授を中心に、軌道計算、通信、力学、宇宙科学などの専門家が様々な所属先から集められました。全てが初めてのことだけに、時には学生もアイデアを出し合うところからの出発でした。二度の打ち上げの延期などを経て、平成十五(二〇〇三)年五月、「はやぶさ」は打ち上げられます。その後も順調にはいきません。姿勢制御装置の故障という深刻なトラブル。イトカワに到着後二回目のタッチダウンの失敗。しかし、最後のチャンスで「はやぶさ」が人類史上初めて小惑星のサンプル採取に取り組んだ様子は全世界に中継されました。ところが数時間後には、今度は燃料が

漏れ出すトラブルが発生。サンプル採取が失敗した可能性が高いことも明らかになり、プロジェクトメンバーは記者会見の対応に追われます。さらに、「はやぶさ」からの通信も途絶えてしまいました。それでも、幾多の試練を乗り越えて、「はやぶさ」は地球に帰ってきました。帰還の日、カプセルを切り離した後、大気圏に入り「はやぶさ」は燃え尽き、夜空に消えました。カプセルからは、採取した粒子が確認されました。川口教授は言います。「あのとき、『もう無理なんじゃないか』と弱気になる自分がいましたが、決して弱音は吐きませんでした。メンバー全員が『はやぶさのゴールはイトカワではなく、地球だ』と認識を共有し、最後までゆらぎもなかったと思います。すべてのエンジニアの技術と経験、絶対にあきらめないという気持ち、そして我々の期待と願いに応え、運用している人間が驚かされるほどの頑張りを見せた『はやぶさ』、そこに奇跡が加わり、壮大な旅を終えることができたと思います。」

●宇宙科学研究所が打ち上げた小惑星探査機プロジェクト(MUSES-C)。平成8(1996)年プロジェクトが開始し、平成15(2003)年打ち上げに成功、小惑星「イトカワ」のサンプルを世界で初めて採取し、平成22(2010)年カプセルが帰還。●同研究所の川口淳一郎教授がプロジェクトマネージャーを務めた。



はやぶさプロジェクト

「はやぶさ」

column

誰かのために

僕が看取った患者さんに、スキルス胃がんに罹った女性の方がいました。余命三か月と診断され、彼女は諏訪中央病院の緩和ケア病棟にやってきました。

ある日、病室のベランダでお茶を飲みながら話していると、彼女がこう言ったんです。「先生、助からないのはもう分かっています。だけど、少しでも長生きをさせてください」彼女は、その時、四十二歳ですからね。そりゃそうだろうなと思いつつも返事に困って、黙ってお茶を飲んでた。すると彼女が、「子供がいる。子供の卒業式まで生きたい。卒業式を母親として見てあげたい」と言うんです。九月のことでした。彼女はあと三か月、十二月くらいまでしか生きられない。でも私は春まで生きて子供の卒業式を見てあげたい。と、子供のためにという思いが何かを変えたんだと思います。

奇跡は起きました。春まで生きて卒業式に出席できた。こうしたことは科学的にも立証されていて、例えば希望を持って生きている人のほうが、がんと闘ってくれるナチュラルキラー細胞が活性化するという研究も発表されています。おそらく彼女の場合も、希望が体の中にある見えない三つのシステム、内分泌、自律神経、免疫を活性化させたのではないかと思います。

さらに不思議なことが起きました。彼女には一人のお子さんがいます。上の子が高校三年で、下の子が高校二年。せめて上の子の卒業式までは生かしてあげたいと僕たちは思っていました。でも彼女は、余命三か月と言われてから、一年八か月も生きて、二人のお子さんの卒業式を見てあげることができたんです。そして、一月ほどして亡くなりました。

*

彼女が亡くなった後、娘さんが僕



●東京都出身。医師。諏訪中央病院名誉院長。経営危機の状況にあった諏訪中央病院の医師として勤務。昭和63(1988)年に院長になる。●著書「がんばらなしい」では、延命だけを目的にした治療を批判的にとらえ、患者とその家族に接する豊富な経験や豊かな生死についての考えがうかがわれている。●ペラルーシ共和国(当時ソ連)の手エルノブレイリ原子力発電所事故の被爆患者の治療などの支援活動に取り組んでいる。

鎌田 實 (かまたみのる) 1948～

のところへやってきて、びっくりするような話をしてくれました。僕たち医師は、子供のために生きたいと言っている彼女の気持ちを大事にしようと思いついて、彼女の体調が少しよくなると外出許可を出していました。

「母は家に帰ってくるたびに、私たちにお弁当を作ってくれました」と娘さんは言いました。彼女が最後の最後に家へ帰った時、もうその時は立つこともできない状態です。病院の皆が引き留めたんだけど、どうしても行きたい。そこで僕は、「じやあ家に布団を敷いて、家の空気だけ吸ったら戻っていらっしゃい」と言って送り出しました。ところがその日、彼女は家で台所に立ちました。立てるはずのない者が最後の力を振り絞ってお弁当を作るんですよ。

その時のことを娘さんはこのように話してくれました。「お母さんが最後に作ってくれたお弁当はおむすびでした。そのおむすびを持って、

学校に行きました。久しぶりのお弁当が嬉しくて、嬉しくて。昼の時間になって、お弁当を広げて食べようと思ったら、切なくて、切なくて、なかなか手に取ることができませんでした」

お母さんの人生は四十年ちよつと、とても短い命でした。でも、命は長さじゃないんですね。お母さんはお母さんなりに精いっぱい、必死に生きて、大切なことを子供たちにちやんとバトンタッチした。人間は「誰かのために」と思った時に、希望が生まれてくるし、その希望を持つことによつて免疫力が高まり、生きる力が湧いてくるのではないかと思います。

(『致知』2012年7月号)

●あなたの感じたこと、考えたこと。



あなたの身近に いじめはありますか

あなたの身近に いじめはありますか

もし あるとしたら

あなたは

いじめを受けている人ですか

いじめをしている人ですか

いじめを止めようとしている人ですか

それとも

いじめとわかっていながら

何もしない人ですか

卒業文集最後の二行

いへ 冬彦

「思い出となれば、みな懐かしく美しい」と俗に言われるが、それは過去を美化しているか、時間の経過とともに風化してくれるのをよいことに、つらい体験や苦しい思い出を忘れようと「努力」しているに過ぎまい、と私は勝手に解釈している。

生来、気位が高く、不遜極まりない性格の私だが、こんな私でもこの場を借りてさんげしたい、いや、せすにはいられない出来事がある。深い深い後悔。取り返しのつかない心の傷だ。

時は、小学校時代に遡る。

同級生にT子さんという女の子がいた。彼女は早くしてお母さんを亡くし、二人の弟さんの面倒もみなければならなかった。お父さんは魚の行商である。

つまり、Tさんは母親代わりといつてよい。しかも、お父さんの仕事があまりかんばしくないようで、経済的にも恵まれず、その頃の時代にしても彼女の服業はみすばらしいというより、正直言って汚かった。

今にして思えば、経済面からもそうであろうが、母親代わりという生活環境から、自分の身の回りを構っているところではなかったであろう。

そのTさんが、六年生のとき私の隣の席になった。加えて、運の悪いことに彼女よりちよつとばかり成績も良く(もともとTさんも上位の成績だった)、金銭的にも幾分恵まれた生徒たちが彼女の席を取り囲む形になった。

生意気で口の悪い私は、先頭に立ってTさんをけなした。

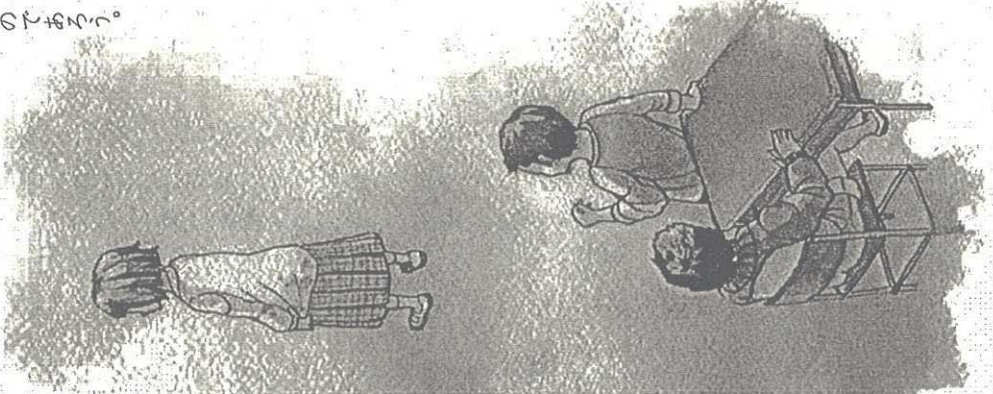
「きたねえから、もっと離れる。」

この私の言葉に悪童たちは、更にはやし立てた。

「真いから、誰もT子に近付くなじゃ。」

「毎日風呂に入って頭を洗って来いよ。」

こうした嫌がらせにも、T子さんは泣きもせずじつと堪えた。ほおを紅潮させながらも歯を食いしばって、涙を見せもしなかった。泣いたり涙を見せたりすると、我々にもつとばかにされ、いじめられると思ったのであろう。



しかも、T子さんは、担任に一度もそのことを言わなかった。担任のM先生は校内でも屈指の怖い先生なのである。M先生に告げれば我々はこつびとく叱られ、自分も一層惨めになると考えたのではない。単に我々は、T子さんが担任に言わないのを知って、更に輪をかけて口汚く罵り続けた。

そんなある日、クラスで漢字の小テストが行われた。

問題用紙に、どうしても書けない漢字が、私に二個あった。困った私が隣のT子さんの答案用紙をチラと盗み見ると、彼女はちゃんと書いていた。しかも、正答である。それつとばかりに、私はカンニングをした。

後日、答案返却があり、その際にM先生が私を褒めてくれた。

「イチノへ、よく頑張ったな。満点はお前一人だけだぞ。」

私は後ろめたさを少し感じただけで満足だった。何しろ、満点は私だけなのだから。

だが、その後に渡されたT子さんの答案用紙を見て、私はがく然を通り越して目の前が真っ白になり、同時に真っ暗になった。なんと、T子さんは一個だけの間違いで、九十八点なのだ。私がカンニングをしなれば、T子さんは満点ではないが、最高得点者ということになる。

私は弱者であった。勇気がなかった。卑劣な人間だった。T子さんは私がカンニングしたことを知らないようである。それどころか、T子さんは皮肉などカケラもなく、

「さすがイチノへさんね。おめでとう。」

微笑をもって心から言ってくれたのだ。それに対して私は、

「問題が易しかったからな。」

と、臆するところもなく当然のように応えた。

さらに、そんなT子さんに、もつとひどい追い打ちが待っていた。授業の後、T子さんの答案用紙を例の悪童どもが見て、

「イチノへの答えを見て書いたんだろう。」

「お前が九十八点も取れるわけがねえよ。」

「カンニングしてまで、いい点数を取りたかったのか？」

と、口を極めて彼女に中傷の矢を浴びせた。さすがの私も、このときはこの中傷に加われなかった。

ところが、連中があまり騒ぎ立て、T子さんを責めているのを聞いているうちに、私の心の中の後ろめたさが消え、逆に連中の尻馬に乗る発言をしてしまった。

「やっぱり、おめえは私の答えを見だんたろう。見だに決まってる。ずるいと思われえのか。」

すると、T子さんは泣き声で、

「私はイチノへさんの答えは見ではありません。着てる物や髪はきたねえかもしれないけど、心はきたなくねえです。」

と、机に顔を伏せた後、

「私をどこまでいじめれば、皆さんは気が済むの！」

叫びながら石炭小屋のある方へ走って行った。T子さんの初めての泣いたり叫んだり、その場から逃げ出したり言動に、悪意ともは言葉を失った。私は彼女の後を追いつけて、土下座して謝りたい衝動に駆られたが、その度胸も勇気も瞬時にして吹っ飛び、それどころか連中を前に、

「ほんとのことと言われたんで、あれほど怒ったんだ。私の答えを見で、めぐせえ取すかし」と思われえのかな。」

と、胸を反らせた。

石炭小屋から戻って来たT子さんは、涙こそ拭き取られていたが、目をうさぎのように充血させ、まぶたを厚く腫れさせていた。

……やがて、卒業式を迎えることになった。

私はとうとうT子さんに謝らずじまいで終わった。

だが、式の日に配られた「卒業文集」をその日の夜に家で読み、私は枕をぬれにぬらしてしまった。T子さんの作文の、特に最後の二行が私の涙腺を果てもなく緩めたのだ。

「……私が今一番欲しいのは母でもなく、本当のお友達です。

そして、きれいなお洋服です。」

この二行に、T子さんの思いの全てが込められている――。

その理由は、改めて書くまでもないし、書く必要もあるまい。

あまりに切なく、つらく、悲しすぎる……。

それにしても、私は随分とT子さんにひどい仕打ちをし続け
たものだ。謝罪しても謝罪し尽くせるものではない。許しを乞

うても許されるものではない。三十年余りが過ぎた今でも、T子さんへの罪業を思い出すたびに涙を流してしまふ私である。

あの「卒業文集」の最後の二行は、大きな衝撃だった。大いなる悔いを与えてくれた。あの二行を読まなかつたら、現在の私はどうなっていたであらう。

④「卒業文集最後の二行」を読んで、あなたが感じたこと、考えたことを書いてみよう。

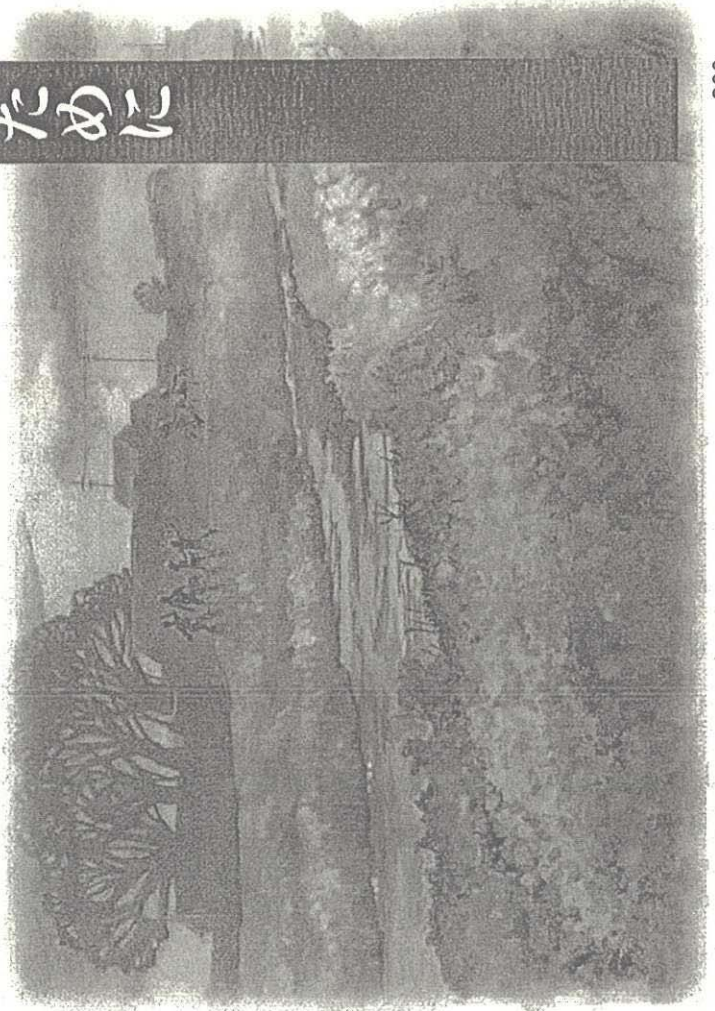


(8) ふるさとの発展のために

私たちは、地域社会に支えられて生活している。
どの地域も、先人たちがその発展を願い、
様々な努力を重ねて、
今日の姿に創り上げてきた。

都市化や過疎化の中で、
郷土意識が薄らいでいると言われることもあるが、
実際に地域の行事に参加したり、
地域の文化に触れたりすると、
大きな喜びを感じることができる。
また、今は郷土を離れて暮らしている人々の心にも、
「ふるさと」に寄せるそれぞれの思いがあるだろう。

郷土を愛し、大切にしながら
今度は私たちの力で、
地域に住む人たちと共に、
地域社会をより良いものに発展させていきたい。



ふるさとの発展のために



私のふるさと

毎日暮らしていると、そこにあるものが当たり前のように感じ、
地域の良さを実感することは難しい。
しかし、改めて見つめ直してみると、
自然、産業、伝統や文化、街並みやそこに暮らす人の思いなど、
地域にはたくさんさんの魅力がある。

● 私が住んでいる地域の良さ、好きな点、自慢したいことを挙げてみよう。

地域の人々の働き

私たちが住んでいる地域の景観を守り、
地域を住みやすくし、
発展に尽くしてきた先人たちの働きに感謝したい。
● 地域の発展に尽くした人々の働きについて、調べたり、実際にインタビューしたりしたことをまとめよう。

ふるさとを愛するということ

今、住んでいる場所を自分のふるさとと考え、その発展に努めている人がいる。

一方で、

「ふるすとは遠きにありて思ふもの」(室生犀星)

と言われるように、

かつて生まれ育った地域を、遠く離れた場所から、

自分のふるさととして

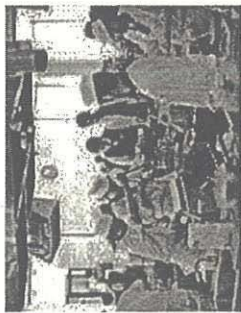
思い続けている人も少なくない。



● 父母、祖父母など家族にふるさとへの思いを聞き、自分の考えたことをまとめてみよう。

ふるさとの発展のために

ふるさとの発展に貢献する



三重県立相可高等学校では、調理クラブの生徒が、休日に、農産物直売所「おはあちゃんのお店」などと連携し、地域の食材を活用した料理を提供する研修レストラン「まごの店」を運営している。地域の住民ばかりでなく、全国からお客さんが集まる人気の店になった。レシジビをまとめた本の出版や、地元醸造会社と協力した「オリジナル醬油」など「相可高校ブランド」も開発。

在校生だけでなく、卒業生が惣菜店舗「せんばいのお店」を開業するなど、若者の地域定住にも貢献している。

私たちも地域社会の一員として、過疎化、環境保全、防災など、地域が抱えている課題を考え、住民一人一人がより良く暮らせるようにするためにできることを考えていきたい。

● 自分が感じていることや、家族と話し合ったこと、地域の人々に聞いた話などから、住んでいる地域の課題を考え、自分にできる解決策を考えてみよう。

9) 国を愛し、伝統の継承と文化の創造を

日本には四季があり、美しい風土がある。

先人たちは、

これらに合った生活様式や文化、産業などを生み出し、

我が国を発展させてきた。

これらを受け継ぐとともに、

日本人としての自覚をもって、この国を愛し、

その一層の発展に努める態度を養っていききたい。

また、日本の伝統と文化は、時代や国境を越え、

海外からも高く評価されている。

現代に生きる私たちは、

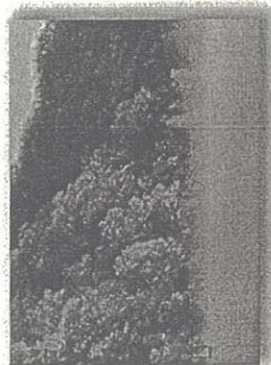
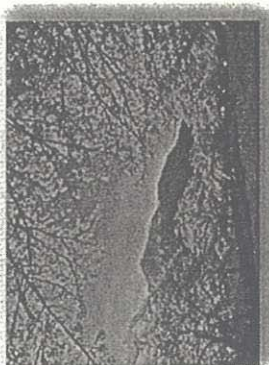
日本の伝統と文化のすばらしさを知り、

その良さを受け継いだ上で、

新たな文化を創造し、

誇りをもって

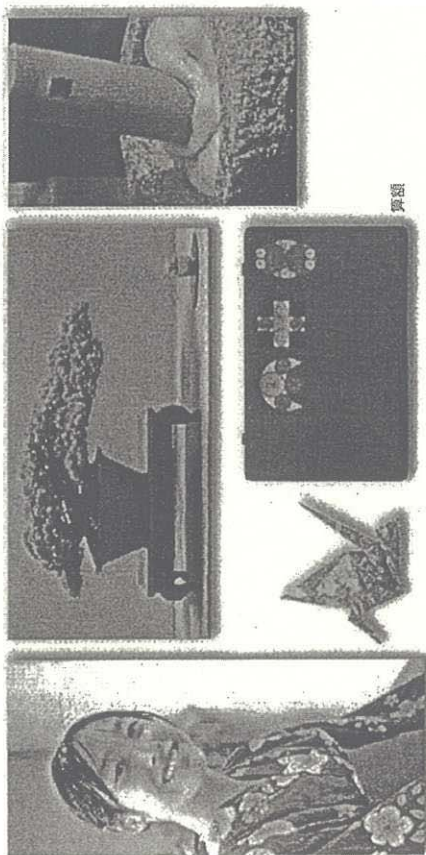
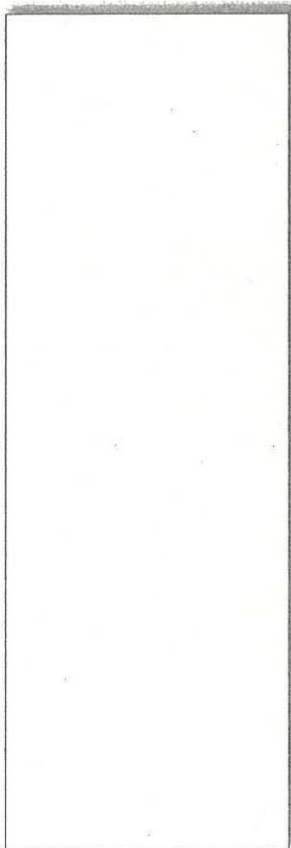
世界の人々にも伝えていきたい。



国を愛し、伝統の継承と文化の創造を

私たちは日本の伝統と文化について どのくらい知っているのだろうか

● 学校や地域、日常生活で学んだ日本の伝統と文化について振り返ってみよう。



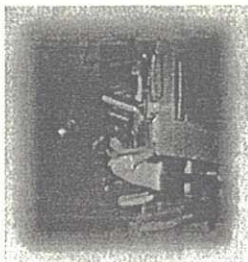
日本らしさとは…

● 日本の伝統と文化の特徴とは何か考えてみよう。



考えよう 情報社会の光と影

情報化が及ぼす問題
 インターネット上には、正しい情報だけでなく、間違った情報や、悪意のある情報も数多くある。また、節度のある使い方をしないと、健康までも害してしまうことがある。



技術の発達によって、以前では考えられないほど情報の発信や収集が容易になってきた。その利便性に、私たちは様々な場面で恩恵を受けている。

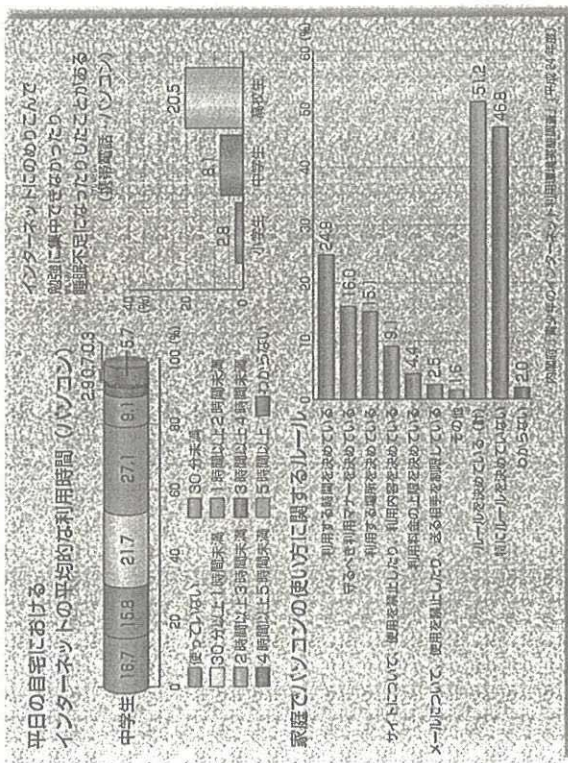
インターネットなどの情報手段が個人や社会に及ぼす影響を十分に理解し、正しい判断ができるよう、情報社会を生きる一員としての自覚を育てていこう。

離れていても伝えられる

電子メールなどのやりとりによって、普段は会えない遠く離れている人と交流ができた。悩みを相談したり、言いそびれた「ありがとう」を伝えたりすることができる。



電子メールなどを使う際には、互いの顔が見えなくても相手の状況や気持ちを考え、伝える内容にも十分に気を配ってやりとりできるようにしよう。

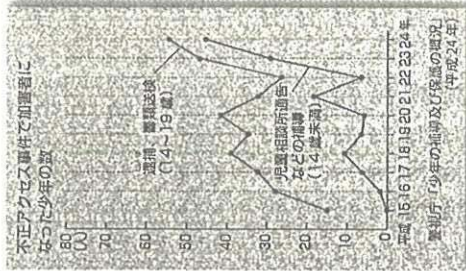


懸念される問題

インターネット上の情報のある利用法を考えよう。また、インターネット上の情報にアクセスしたり、情報をやりとりしたりする際、正しい情報が、自分が責任をもてるか、誰かに迷惑をかけるか、クリックする前に、よく考えて、判断しよう。

情報社会を生きる一人として 絶対にしてはイケないこと

情報技術の発達に伴い、インターネット上での誹謗や中傷、あるいはメールを介したいじめやいやがらせが増えている。メールやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を意図的に悪意あるコミュニケーションで利用する人もいる。情報社会の中で、あふれる情報に対し、適切に判断し、行動し、自分と相手を守るために必要なことを考えてみよう。



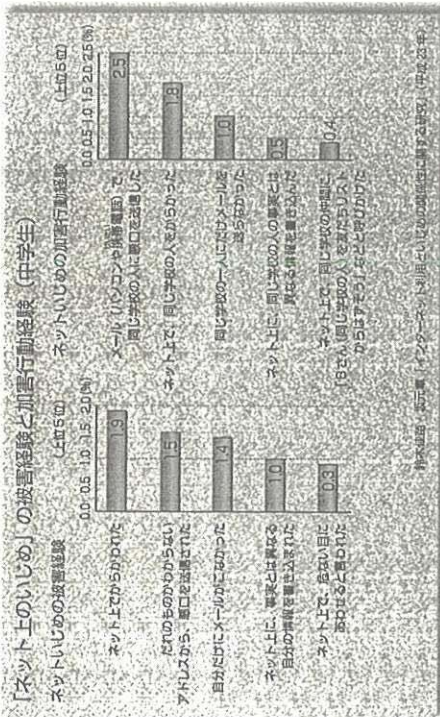
「分身キャラが欲しい」SNSで女子中学生が他人のアカウント乗っ取る ××新聞 10月4日

インターネットの会員制交流サイト(SNS)で他人のアカウントを乗っ取ったとして、〇〇県警サイバー犯罪対策課は県内の中学1年生の女子生徒を児童相談所へ通告した。同課によると女子生徒は5月、SNSのサイトで知り合った男子中学生に「コイン(仮想通貨)をあげる」と言われて10万バズワードを聞き出し、無断でアクセスしてコインを自分のアカウントに移し盗み取っていた。パスワードを変更し男子生徒がアクセスできないようにしていたという。

ネット社会では、誰もが被害者にもなり得る。著作権や個人情報保護、不正アクセスの禁止など法やまきまりを守って適正な使い方をしよう。

「情報技術を利用した『いじめ』」

陰湿で卑怯な行為である「いじめ」が、インターネットを介することでさらにその卑劣さを増していく。相手の顔が見えないために、いじめの悪質さは一層エスカレートしていく傾向にあると言われる。



電子メールやインターネット上の掲示板等を利用して、特定の生徒に対する誹謗や中傷が行われる「ネット上のいじめ」は、他のいじめと同様に決して許されるものではない。私たちの周りで、このようなことが起こらないようにするためにはどのようなすればよいか、考えていこう。

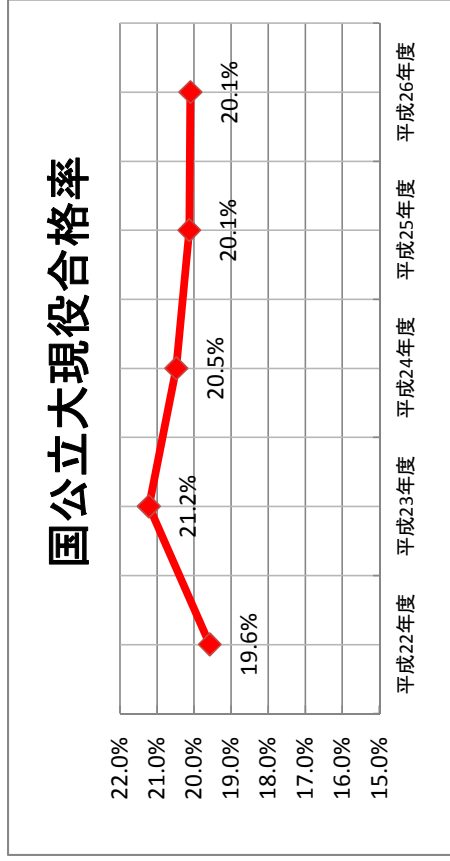
1 合格状況概要

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
卒業者数	8,882	8,515	8,339	8,668	7,956
国立大					
現役実数	1,327	1,354	1,258	1,277	1,202
現役延数	1,331	1,358	1,261	1,279	1,206
公立大					
現役実数	412	453	450	468	401
現役延数	420	468	462	474	409
私立大					
現役延数	3,391	3,709	3,464	3,359	3,206
国立短大					
現役延数	314	318	282	296	333
私立短大					
現役延数	597	549	483	525	499
大学校等					
現役延数	86	122	73	82	92
専修学校等					
現役延数	2,020	1,916	2,144	2,196	2,008

※専修学校等には、大学進学のための予備校への入学者を含む。

3 国立大学現役合格率 (卒業生に対する現役合格人数の割合)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
現役合格率	19.6%	21.2%	20.5%	20.1%	20.1%
現役合格人数	1,739	1,807	1,708	1,745	1,603



2 難関大学 (難関学部を含む) 合格者数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
東京大	16	19	14	10	16
一橋大	6	4	2	3	4
京都大	8	9	7	11	4
大阪大	34	35	31	34	20
神戸大	9	17	23	15	13
九州大	113	109	102	97	98
その他の難関大学(※)	59	42	24	29	26
大分大(医学科)	22	27	28	22	27
その他の医学科等	10	12	22	25	19
合計	277	274	253	246	227

(※)その他の難関大学: 北海道大学、東北大学、筑波大学、東京外国語大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、名古屋大学

4 大分県の進路状況について(概況)

- ・ 国立大学現役合格率は 昨年度と同率。
- ・ 難関大学合格者の人数は、昨年度よりも19人減少。 * 卒業生712人減
- ・ 大分大学医学部医学科は募集人数100人のうち、大分県内の合格者は27名(現浪)で、安定的な実績を示している。

5 主要私立大学別 合格者数推移(公立高校一過年度含む)

主要 私立大学	関 東										関 西				福 岡		大分県内					
	東京6大学						MARCH				関関同立				福 岡		大分県内					
	慶応大	早稲田大	法政大	明治大	立教大	青山学院大	中央大	上智大	津田塾大	東京理科大	国際基督教大	関西大	関西学院大	同志社大	立命館大	西南学院大	福岡大	立命館大	別府大	日本文理大		
H26	16	48	26	56	16	18	31	8	9	26	2	26	40	67	129	170	442	29	10	50	234	141
過 去	H25	14	32	37	41	9	20	43	9	28	4	25	50	67	115	156	464	34	19	60	229	168
	H24	27	34	24	33	13	36	8	8	30	1	26	44	59	105	115	426	32	21	102	218	176
	H23	25	51	35	56	20	30	47	3	29	3	36	55	74	127	106	500	32	14	153	245	187
	H22	33	57	26	35	15	25	53	5	17	39	8	39	53	74	117	170	459	26	23	106	288

大分上野丘高等学校へのスーパーグローバルハイスクールの指定について

1 文部科学省スーパーグローバルハイスクール事業の概要

○ 目的

急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養に加え、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。

○ 事業概要

国際化を進める国内の大学を中心に、企業、国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」に指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を進める。

○ 指定期間：5年間（平成26年度から30年度）

○ 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）

2 指定校数等

○ 指定校数

56校（国立4校、公立34校、私立18校）

○ 公募状況

246校（国立10校、公立117校、私立119校）が構想調書等を提出。

3 文部科学省からの支援額

○ 平成26年度は、約1,600万円の予定。

4 大分上野丘高等学校 SGH の事業概要

<構想名：大分上野丘グローバル・リーダー育成プロジェクト>

国際学生や地元企業との連携により、底の深い「課題研究」を進めること等を通じて、論理的・批判的な思考力の育成、英語で表現する力の向上、国際的に活躍しようとする意欲や日本や大分県のことを学ぼうとする意欲の涵養を図り、全ての生徒が国際的に活躍する力と意欲を備えることを目指す（対象：平成26年度入学生から）

○ ポイント1

3年間を通して、ディスカッション型授業や探究活動による「課題研究」を実施。また、立命館アジア太平洋大学（APU）や、複数の地元グローバル企業等との連携により深みのある「課題研究」を推進。

1年前半 「世界の今」を俯瞰的に学ぶ講義とディスカッション

1年後半 1つのテーマを選択してグループでの探究活動

2・3年 グループを再編成し、より深掘りしたテーマのもとで探究活動

○ ポイント2

海外への課題探究研修や海外修学旅行、世界トップレベルの学生との交流などを通じて、グローバルな体験を創出。

○ ポイント3

USG ルーブリックの開発により、課題解決力を検証評価しながら教育活動を改善。

5 大分県教育委員会の関わり

大分上野丘 SGH をグローバル人材育成の中核的存在と捉え、運営指導委員会を通じて事業の実施状況の指導助言を行うとともに、県内高校へ成果を波及。